

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1 ごみの分別区分

本市のごみの分別区分を表 3-1 に示します。

本市では、家庭系ごみとして収集するごみの分別区分を表 3-1 のとおり 13 区分としています。

また、市では収集しないごみを表 3-2 に示します。これらには、市のごみ処理施設に直接搬入されることで市が受け入れているものと、個別リサイクル法等により専門の業者が回収しリサイクルすることや、市では処理が困難なため専門の処理業者等へ依頼してリサイクル処理することから、市では受け入れていないものとに分かれます。

表 3-1 家庭系ごみとして収集するごみの分別区分

ごみの分別・収集区分		
1	新聞	資源系ごみ
2	雑誌・雑紙	資源系ごみ
3	ダンボール	資源系ごみ
4	飲料用紙パック	資源系ごみ
5	衣類・布類	資源系ごみ
6	ペットボトル	資源系ごみ
7	容器包装プラスチック	資源系ごみ
8	金属	資源系ごみ
9	びん	資源系ごみ
10	危険ごみ*	資源系ごみ
11	燃やせないごみ	不燃系ごみ
12	その他プラスチック	不燃系ごみ
13	燃やせるごみ	可燃系ごみ

*危険ごみ：スプレー缶・卓上カセットボンベ等、使い捨てライター、蛍光管、乾電池、水銀式体温計

表 3-2 市では収集しないごみ

直接搬入により市のごみ処理施設で受け入れるごみ		
「津市リサイクルセンター」へ搬入	「津市西部クリーンセンター・津市クリーンセンターおおたか」へ搬入	「エコ・ステーション」へ搬入
畳・ユニット畳	事業系一般廃棄物	携帯電話・家庭系パソコン
市で受け入れできないもの		
消火器	家電リサイクル法対象品目（テレビ、洗濯機等）	オートバイ
処理困難物		
自動車・オートバイのタイヤ、バッテリー、ピアノ、オイル類、農機具、オイルヒーター、ベンキ・シンナー、プロパンガスボンベ、劇薬・農薬、石膏ボード・断熱材		

2 ごみ処理体制

(1) ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理の流れを図 3-1 に、ごみ処理施設の配置図を図 3-2 に示します。

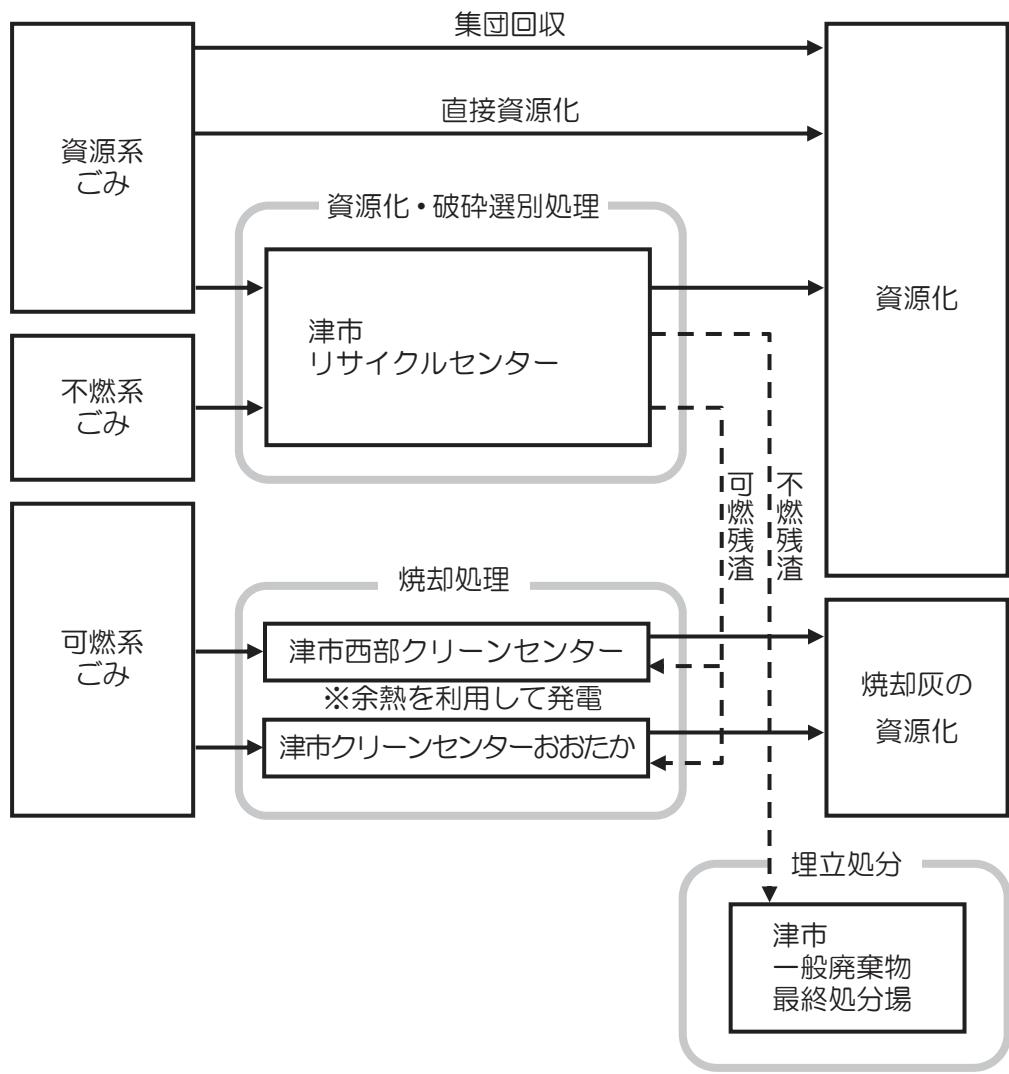
資源系ごみは、自治会や子ども会等の集団回収及び市の収集等により、回収して資源化しています。市が回収する資源系ごみは、直接資源化するもの（新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、小型家電）と中間処理して資源化するもの（ペットボトル、容器包装プラスチック、金属、びん、危険ごみ）があります。

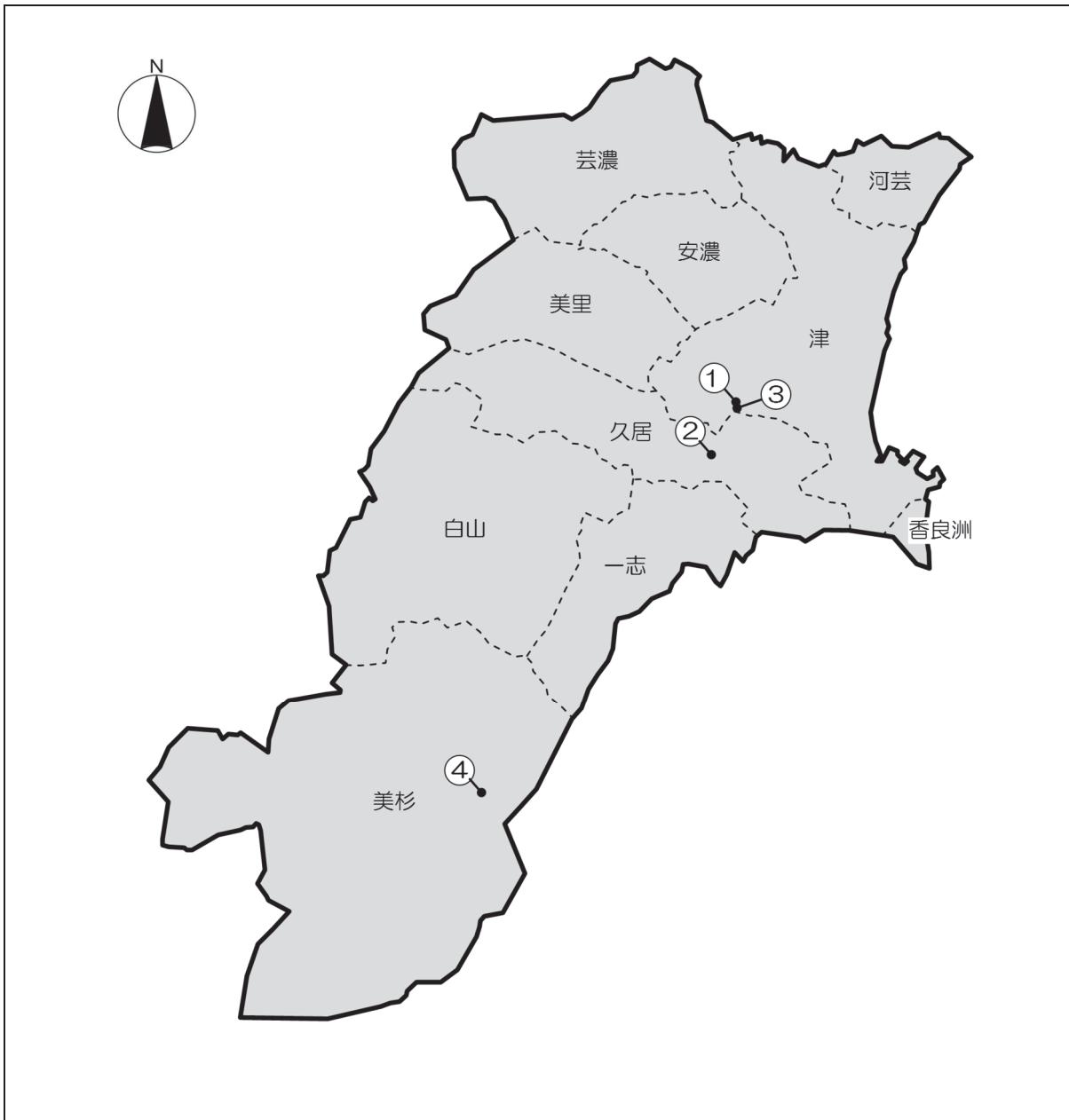
中間処理する資源系ごみ及び不燃系ごみは、津市リサイクルセンターに搬入し、破碎や選別処理を行った後に資源化しています。資源として利用できない残渣のうち、燃やせるものは本市の焼却処理施設に搬入し、焼却処理しています。

資源として利用できない残渣のうち、燃やせないものは津市一般廃棄物最終処分場に搬入し、埋立処分しています。

可燃系ごみは、焼却処理施設である津市西部クリーンセンター、津市クリーンセンターおおたかにそれぞれ搬入し、焼却処理しています。焼却処理により発生する焼却灰等は、民間に委託し、セメント原料、金属原料及び建設資材として資源化しています。

また、津市西部クリーンセンター（2号炉）では、余熱を利用して発電を行っています。





	施設名称	所在地	備考
①	津市西部クリーンセンター	津市片田田中町 1304 番地	ごみ焼却施設
②	津市クリーンセンターおおたか	津市森町 2438 番地 1	
③	津市リサイクルセンター	津市片田田中町 1342 番地 1	ごみ資源化施設
④	津市一般廃棄物最終処分場	津市美杉町下之川 4134 番地	埋立処分施設

図 3-2 ごみ処理施設配置図

(2) 収集・運搬

各分別区分の収集回数を表 3-3に、各地域の収集・運搬体制を表 3-4に示します。

効率的な収集・運搬体制の構築を図るため、平成 18 年（2006 年）1月 1 日の市町村合併時に地域ごとに異なっていた分別区分及び収集回数を平成 21 年（2009 年）度に統一し、本市直営で行っていた収集・運搬については、行財政改革による市職員数の削減に伴い、順次民間委託への移行を進め、平成 28 年（2016 年）度においては、津地域の安東の一部・片田・櫛形・神戸の一部を除いて民間委託で行っています。

表 3-3 分別区分の収集回数

分別区分	収集回数	備 考
燃やせるごみ	週2回	※香良洲地域については、燃やせるごみ、容器包装プラスチック以外のものは、香良洲エコ・ステーションに搬入。
容器包装プラスチック	週1回	
金属、ペットボトル	月2回	
燃やせないごみ、その他プラスチック、新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、びん	月1回	※危険ごみについて、津、久居、河芸、芸濃、美里、安濃の6地域においては、市直営で収集。その他の地域は民間委託により収集。
危険ごみ	3ヶ月1回	

表 3-4 各地域の収集・運搬体制

地 域	委託	直営	備 考
津	○	○	平成 29 年（2017 年）度現在、一部地域を除いて民間委託
久居	○	—	平成 22 年（2010 年）度から完全民間委託
河芸、芸濃、美里、安濃、香良洲、一志、白山、美杉	○	—	

(3) 拠点回収

資源系ごみの回収率向上のため、市内6箇所にエコ・ステーションを設置しています。（表 3-5）

エコ・ステーションでは、家庭ごみとして収集する資源系ごみのうち、新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトルを受け入れているほか、小型電子機器やパソコン等を受け入れています。

また、紙製容器等のリサイクルを行う「くるりんペーパー事業」の回収ボックスを表 3-6に示す市内 64 箇所に設置しています。

表 3-5 エコ・ステーションの設置状況

施設名	搬入可能日時	搬入可能品目
明神 リサイクル ストックヤード	水曜日、土曜日、日曜日 (12/29~1/3を除く) 午前8時30分~午後4時30分	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、 飲料用紙パック、衣類・布類、 びん、ペットボトル、小型電子 機器、容器包装プラスチック、 その他プラスチック、パソコン
津市西部 クリーンセンター	月曜日~金曜日、日曜日 12/29、12/30 (祝休日、12/31~1/3を除く) 午前9時~正午、 午後1時~午後4時	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、 飲料用紙パック、衣類・布類、 ペットボトル、小型電子機器、 パソコン
河芸 エコ・ステーション	火曜日、木曜日、土曜日、日曜日 12/29、12/30 (12/31~1/3を除く) 午前8時30分~午後4時30分 (12/30は正午まで)	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、 飲料用紙パック、衣類・布類、 ペットボトル、小型電子機器、 パソコン
香良洲 エコ・ステーション	月曜日、火曜日、木曜日~日曜日 12/29、12/30 (12/31~1/3を除く) 午前7時30分~正午、 午後1時30分~午後4時45分 (12/30は正午まで)	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、 飲料用紙パック、衣類・布類、 ペットボトル、小型電子機器、 パソコン、金属
芸濃 エコ・ステーション	水曜日、日曜日、12/29、12/30 (12/31~1/3を除く) 午前9時~午後4時30分 (12/30は正午まで)	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、 飲料用紙パック、衣類・布類、 ペットボトル、小型電子機器、 パソコン、金属
一志とことめ エコ・ステーション	土曜日、日曜日、12/29、12/30 (12/31~1/3を除く) 午前9時~午後4時30分 (12/30は正午まで)	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、 飲料用紙パック、衣類・布類、 ペットボトル、小型電子機器、 パソコン、金属 50cm 角以内の もの・自転車・危険ごみ

表 3-6 くるりんペーパー事業の回収ボックス設置場所

回収ボックス設置場所
市内小学校等(49校)・津市本庁舎・久居庁舎・河芸庁舎・芸濃庁舎・美里庁舎・安濃庁舎・ 香良洲庁舎・一志庁舎・白山庁舎・美杉庁舎・津モーターボート競走場・水道局・三重短期大学・津市クリーンセンターおおたか・環境学習センター

※くるりんペーパー事業の回収ボックスへの搬入可能物は、紙リサイクルマークがついた菓子の紙箱などです。

(4) 中間処理

中間処理の概要を表 3-7 に示します。

本市では、津市リサイクルセンターで資源系ごみの一部及び不燃系ごみを破碎・選別及び資源化処理しています。

破碎・選別処理等の中間処理後に発生する可燃残渣は本市の焼却処理施設で焼却処理し、不燃残渣は津市一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

津市西部クリーンセンター及び津市クリーンセンターおおたかでは、可燃系ごみ及び津市リサイクルセンターで発生する中間処理後の可燃残渣を焼却処理しています。

表 3-7 中間処理の概要

分別区分		中間処理施設	処理方法	運転管理	
資源系ごみ	ペットボトル	津市リサイクルセンター	選別・圧縮 ・梱包	市 (委託)	
	容器包装プラスチック		選別		
	びん				
	危険ごみ				
	金属				
不燃系ごみ	燃やせないごみ		破碎・選別		
	その他プラスチック				
可燃系ごみ	燃やせるごみ	津市西部クリーンセンター	焼却		
		津市クリーンセンターおおたか			

資源系・不燃系ごみ処理施設の概要を表3-8に、焼却処理施設の概要を表3-9に示します。

津市リサイクルセンターは、平成28年（2016年）3月に竣工しています。

津市西部クリーンセンターは、1号炉が昭和54年（1979年）5月に竣工し、稼働開始後38年以上が経過しています。また、平成15年（2003年）2月にはダイオキシン類対策特別措置法及びごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインで求められる恒久対策に合致するよう、改修工事を行っています。2号炉は平成14年（2002年）3月に竣工し、稼働開始後15年以上が経過しています。

津市クリーンセンターおおたかは、平成11年（1999年）3月に竣工し、稼働開始後18年以上が経過しています。

表3-8 資源系・不燃系ごみ処理施設の概要

施設名称	津市リサイクルセンター		
所在地	津市片田田中町1342番地1		
竣工年月	平成28年（2016年）3月		
処理能力等	89t/日		
(内訳)	処理方式等		処理能力
	破碎選別処理	金属ごみ、その他プラスチック、燃やせないごみの破碎、選別	42t/日
	切断処理	可燃性粗大ごみの切断	5t/日
	資源ごみ処理	容器包装プラスチックの選別、回収	25t/日
		ペットボトルの選別、回収	5t/日
	危険ごみ処理	びんの選別、回収	9t/日
		密閉回転ハンマー式（廃蛍光管）	2t/日
	強制拡散廃棄方式（廃スプレー缶）		1t/日
運転管理	委託		

表3-9 焼却処理施設の概要

施設名称	津市西部クリーンセンター		津市クリーンセンター おおたか
	1号炉	2号炉	
所在地	津市片田田中町1304番地		津市森町2438番地1
竣工年月	昭和54年（1979年） 5月竣工 平成15年（2003年） 2月改修	平成14年（2002年） 3月竣工	平成11年（1999年） 3月竣工
処理能力	120t/24h	120t/24h	195t/24h (97.5t/24h×2炉)
処理方式	全連続燃焼式	全連続燃焼式	全連続燃焼式
燃焼方式	ストーク式	ストーク式	ストーク式
余熱利用設備	場内温水	場内温水、発電	場内温水
発電能力	—	1,990kW	—
運転管理	委託	委託	委託

(5) 最終処分

津市リサイクルセンターにおいて発生する中間処理後の不燃残渣は、津市一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

最終処分場の概要を表 3-10 に示します。

表 3-10 最終処分場の概要

施設名称	津市一般廃棄物最終処分場
所在地	津市美杉町下之川 4134 番地
埋立対象物	津市リサイクルセンターから出る不燃残渣
竣工年月	平成 28 年（2016 年）3 月
埋立形式	クローズドシステム処分場
浸出水処理水	無放流
浸出水処理施設	38.0m ³ /日
埋立面積	約 0.6ha
埋立容量	90,000m ³
運転管理	委託

3 ごみ処理量等の推移

(1) ごみ量の概念

基本的なごみ量の概念を図 3-3 に示します。

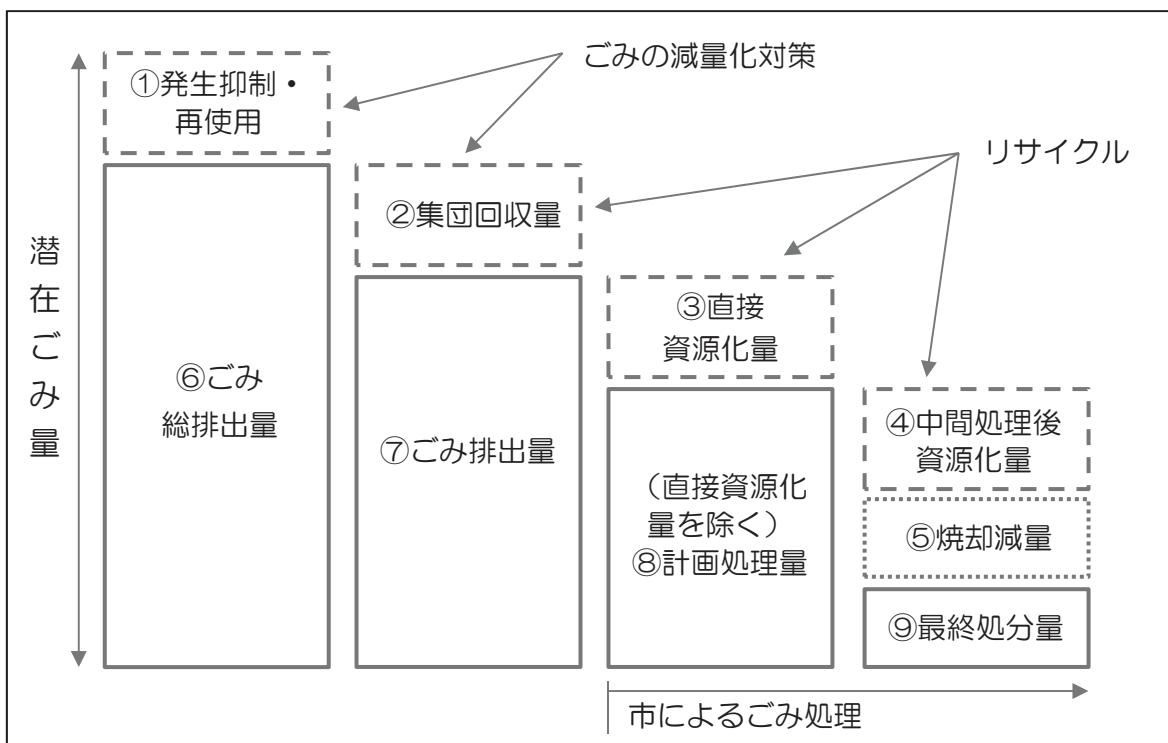


図 3-3 ごみ量の概念

- | | |
|------------|---|
| ①発生抑制 | : 生産過程や消費において、簡易包装商品の販売・購入、レジ袋の削減、ごみにならない物を買う消費行動など、ごみそのものを発生させないこと |
| 再使用 | : 製品等を再び使用すること（詰替商品・修理品・中古品）によるごみの減量化量 |
| ②集団回収量 | : 子ども会、PTA、自治会等で資源回収する量（市によるごみ処理を行う前段階で資源化されるごみの量） |
| ③直接資源化量 | : 資源系ごみのうち、紙類や布類等で直接資源化される量 |
| ④中間処理後資源化量 | : 津市リサイクルセンター等の市の処理施設で回収した資源化物の量 |
| ⑤焼却減量 | : 焚却施設による減量化量 |
| ⑥ごみ総排出量 | : ごみ排出量と集団回収量の合計 ②+⑦ |
| ⑦ごみ排出量 | : 市が収集するごみ量と、市の処理施設に持ち込まれるごみ量の合計 ③+⑧ |
| ⑧計画処理量 | : 津市リサイクルセンター等の市の処理施設で処理を行うごみ処理量 ④+⑤+⑨ |
| ⑨最終処分量 | : 資源化又は焼却処理できないごみを埋立処分する量 |
| ◎リサイクル量 | : 集団回収量と市による資源化量を合計した量 ②+③+④ |
| ◎リサイクル率 | : リサイクル量をごみ総排出量で除した割合 $(②+③+④) \div ⑥$ |

(2) ごみ排出量

ア ごみ総排出量の推移

本市におけるごみ総排出量の推移を図 3-4 に示します。

ごみ総排出量は、平成 19 年(2007 年)度は 125,429 t /年でしたが、平成 22 年(2010 年)度には 103,709 t /年となり、平成 19 年(2007 年)度と比較して 21,720 t /年(17.3%) 減少しています。平成 22 年(2010 年)度以降は、ほぼ横ばいで推移し、平成 28 年(2016 年)度には 105,021 t /年となり、平成 22 年(2010 年)度と比較して 1,312 t /年(1.3%) 増加しています。

家庭系ごみ排出量は、平成 19 年(2007 年)度は 84,536 t /年でしたが、平成 28 年(2016 年)度には 73,081 t /年となり、平成 19 年(2007 年)度と比較して 11,455 t /年(13.6%) 減少しています。

事業系ごみ排出量は、平成 19 年(2007 年)度は 40,893 t /年でしたが、平成 28 年(2016 年)度には 31,940 t /年となり、平成 19 年(2007 年)度と比較して 8,953 t /年(21.9%) 減少しています。

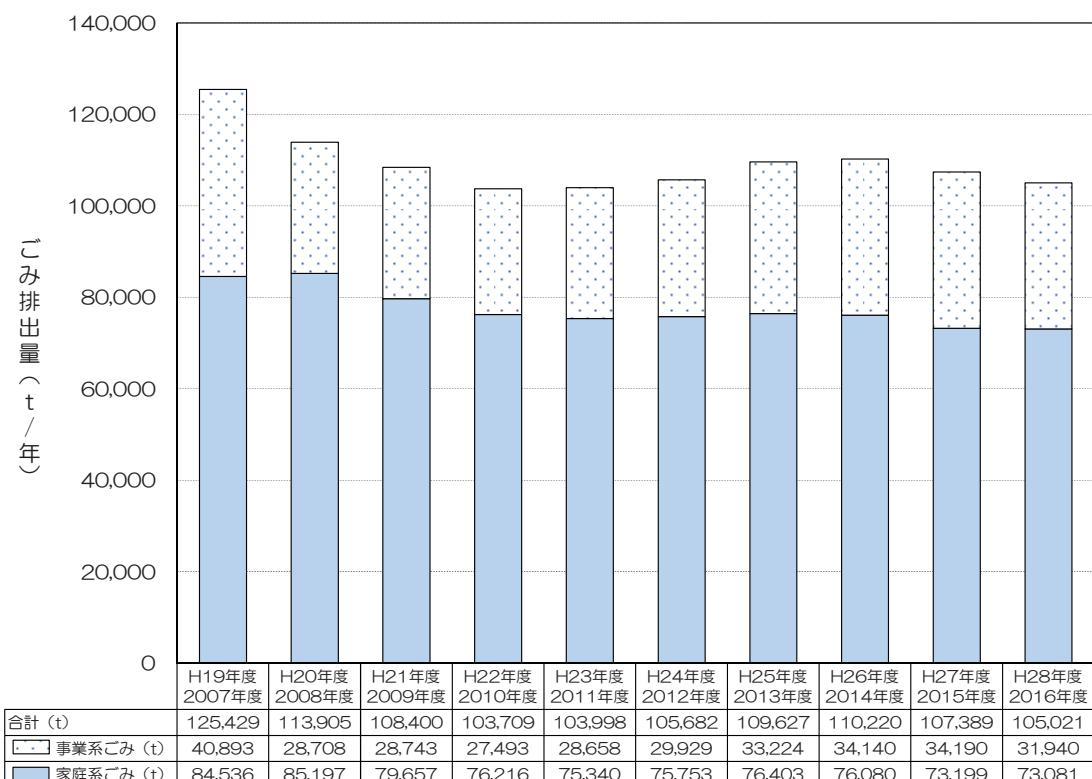


図 3-4 ごみ総排出量の推移

イ 1人1日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））

本市における1人1日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））の推移を図3-5に示します。

1人1日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））は、平成19年（2007年）度は1,145g/人・日でしたが、平成28年（2016年）度には1,003g/人・日となり、平成19年（2007年）度と比較して142g/人・日（12.4%）減少しています。

しかし、旧計画における目標値900g/人・日（平成29年（2017年）度）に比べ103g/人・日多く、ごみ減量化目標に達していない状況です。

旧計画では、ごみ減量化に向けた取組を行った効果として、目標年度の平成29年（2017年）度において平成19年（2007年）度実績と比較し、収集ごみ量を7.0%、直接搬入ごみを55.0%それぞれ削減することを目標としていましたが、平成28年（2016年）度実績では、収集ごみ量は17.7%削減となり、目標値に対し10.7ポイント上回ったものの、直接搬入量は11.7%の削減に留まり、目標値に対し43.3ポイント下回りました。

これらのこととは、市におけるごみ減量化、再生利用促進に向けた啓発等の取組が十分ではなかったことが一因として挙げられます。

なお、1人1日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））はごみ総排出量から集団回収量を除いた値で算出しています。



図3-5 1人1日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））の推移

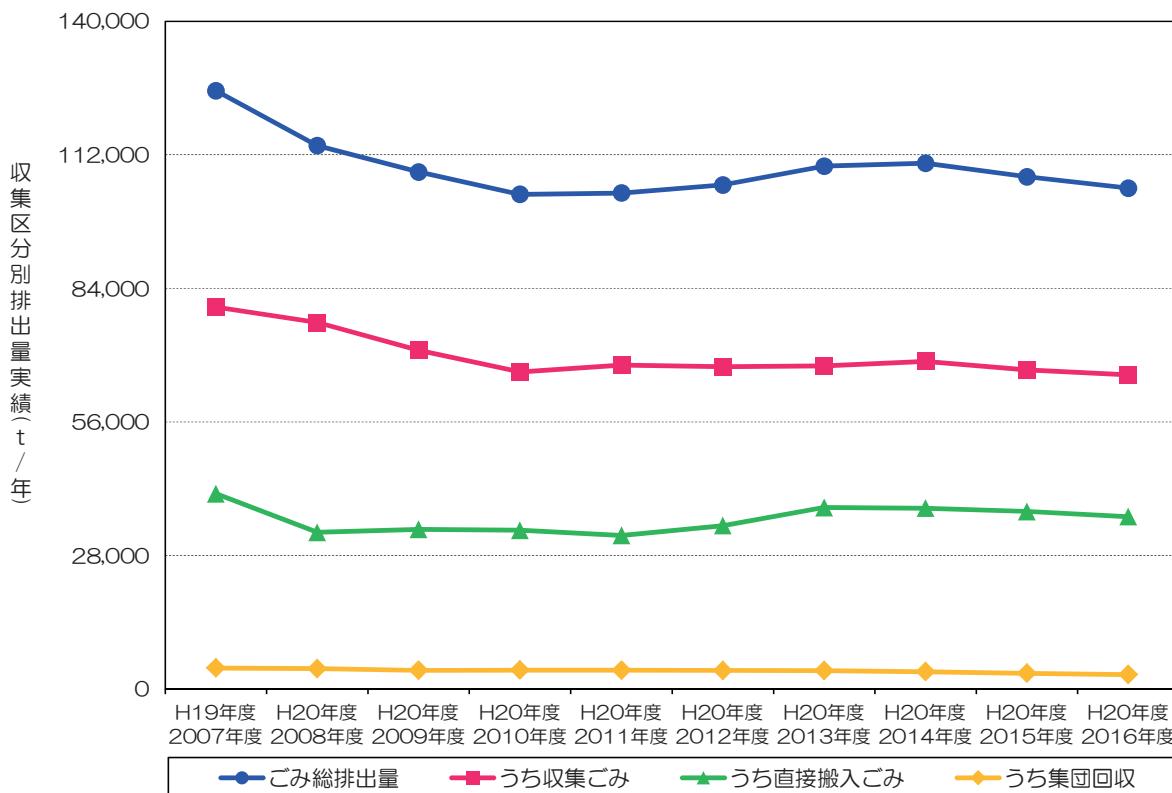


図 3-6 収集区分別排出量実績

表 3-11 収集区分別排出量実績

(単位: t)

区分/年度	H19年度 2007年度	H19年度 2008年度	H19年度 2009年度	H19年度 2010年度	H19年度 2011年度	H19年度 2012年度	H19年度 2013年度	H19年度 2014年度	H19年度 2015年度	H19年度 2016年度
ごみ総排出量	125,429	113,905	108,400	103,709	103,998	105,682	109,627	110,220	107,389	105,021
うち収集ごみ	80,087	76,831	71,036	66,475	67,900	67,565	67,756	68,703	66,891	65,874
うち直接搬入ごみ	40,934	32,829	33,474	33,279	32,180	34,238	38,041	37,897	37,212	36,143
うち集団回収	4,408	4,245	3,890	3,955	3,918	3,879	3,830	3,620	3,286	3,004

※うち収集ごみ：家庭系ごみのうち、直営又は委託により市が収集したごみ

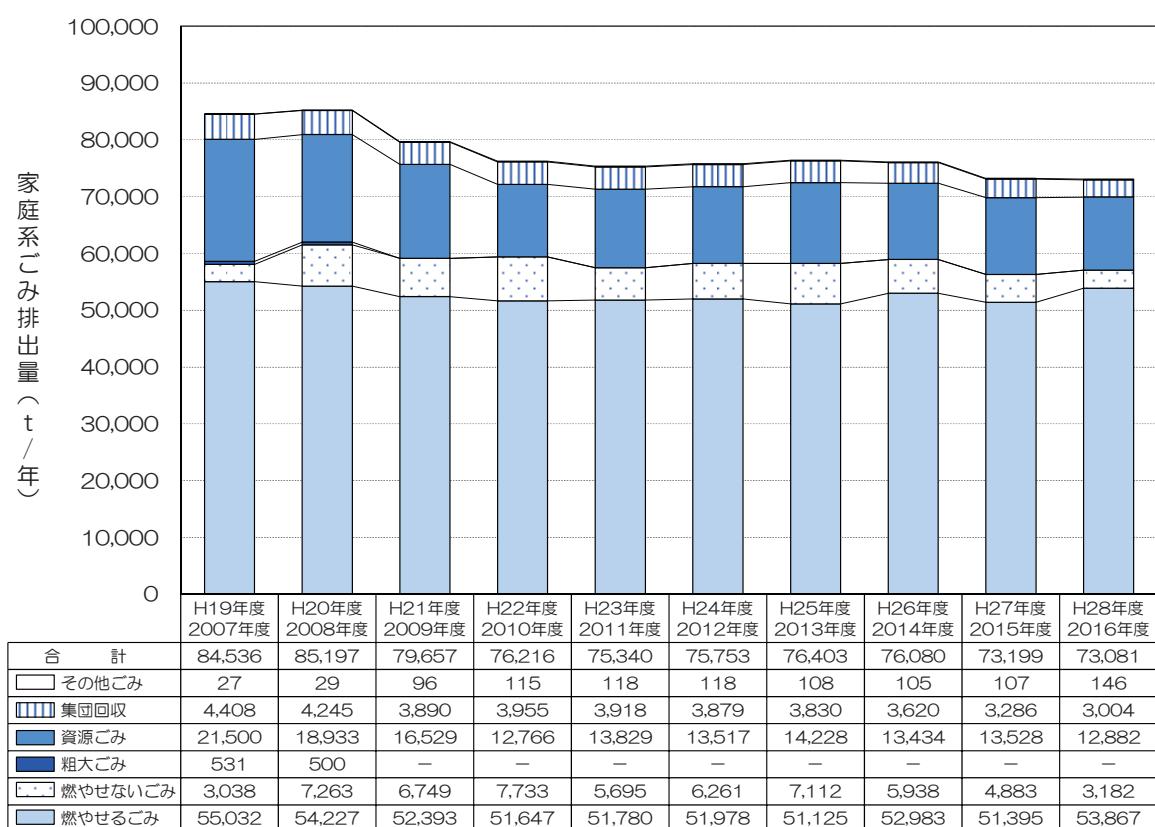
※うち直接搬入ごみ：事業系一般廃棄物及び家庭系ごみのうち市施設に自己搬入されたごみ

ウ 家庭系ごみの実績

① 分別区分ごとの排出量の推移

本市における家庭系ごみの分別区分ごとの排出量の推移を図3-7に示します。

分別区分ごとでは、平成19年（2007年）度から平成28年（2016年）度にかけて、燃やせるごみが1,165t/年（2.1%）減少している一方で、燃やせないごみが144t/年（4.7%）、その他ごみが119t/年が（440.7%）増加しています。また、資源ごみが8,618t/年（40.1%）、集団回収が1,404t/年（31.9%）減少しています。



注：その他ごみは危険ごみ、り災ごみなど

図3-7 家庭系ごみの排出量の推移

② 家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量（原単位）の推移

本市における家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量（原単位）の推移を図3-8に示します。

家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量（原単位）は、平成19年（2007年）度から平成28年（2016年）度にかけて799g/人・日から718g/人・日へと81g/人・日（10.1%）減少しています。

分別区分ごとでは、燃やせるごみが10g/人・日（1.9%）、燃やせないごみが2g/人・日（6.9%）増加しています。また、資源ごみが76g/人・日（37.4%）、集団回収が12g/人・日（28.6%）減少しています。

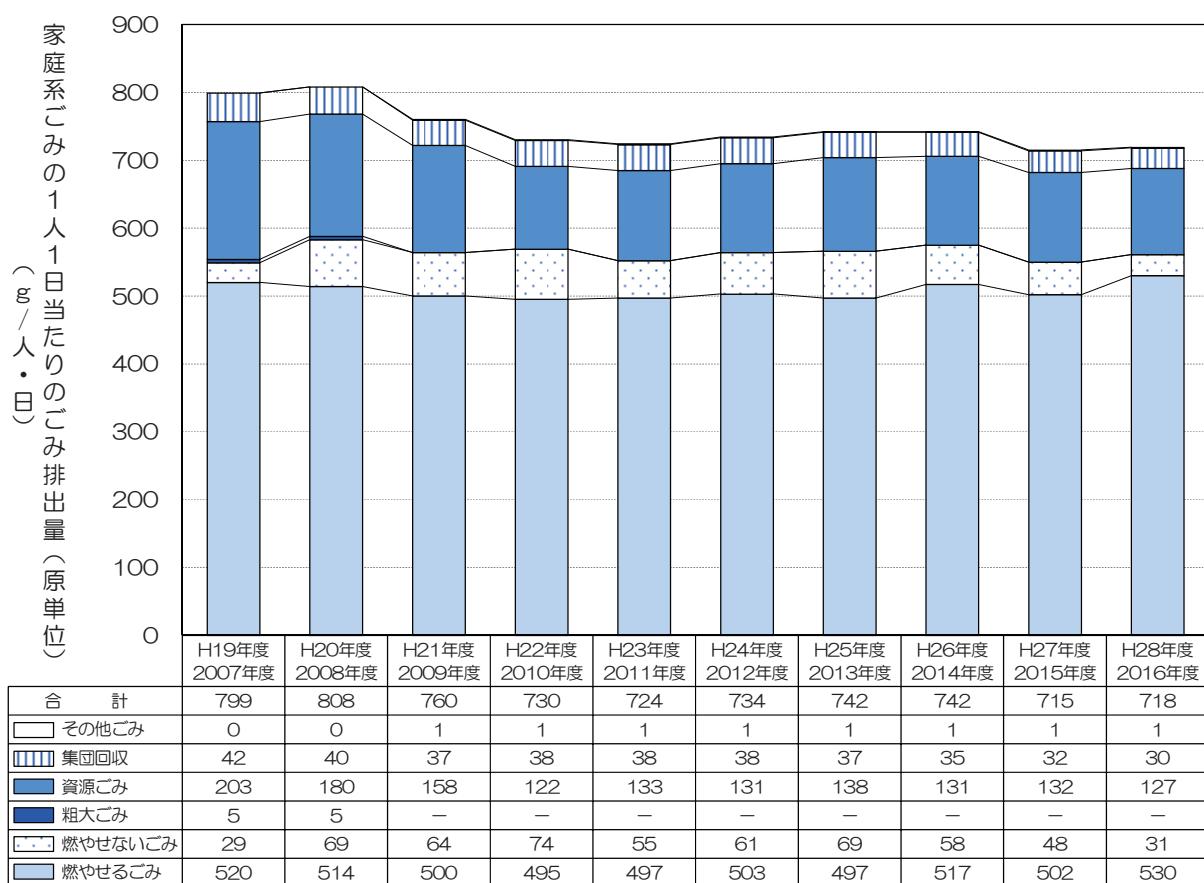


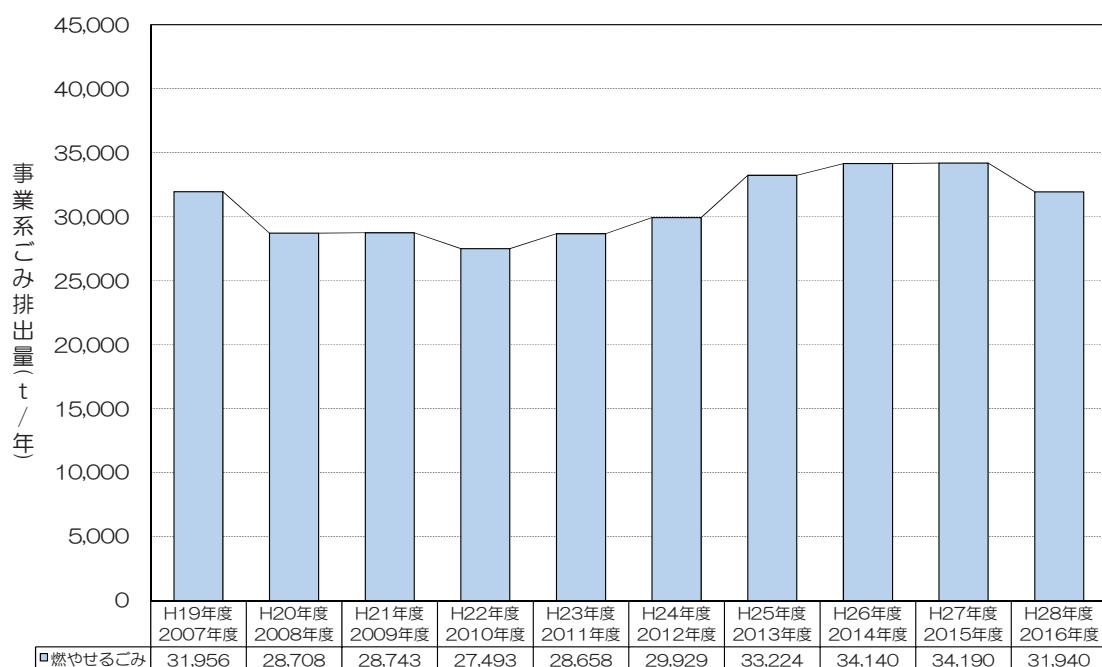
図3-8 家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量（原単位）の推移

工 事業系ごみの実績

① 分別区分ごとの排出量の推移

本市における事業系ごみの排出量の推移を図 3-9 に示します。

事業系の燃やせるごみは、平成 19 年（2007 年）度に 31,956 t /年でしたが、平成 22 年（2010 年）度には 27,493t/年となり、平成 19 年（2007 年）度と比較して 4,463 t /年（14.0%）減少しています。それ以降は増加傾向にありましたが、平成 28 年（2016 年）度には前年度より減少し、31,940 t /年となり、平成 22 年（2010 年）度と比較して 4,447 t /年（16.2%）増加しています。



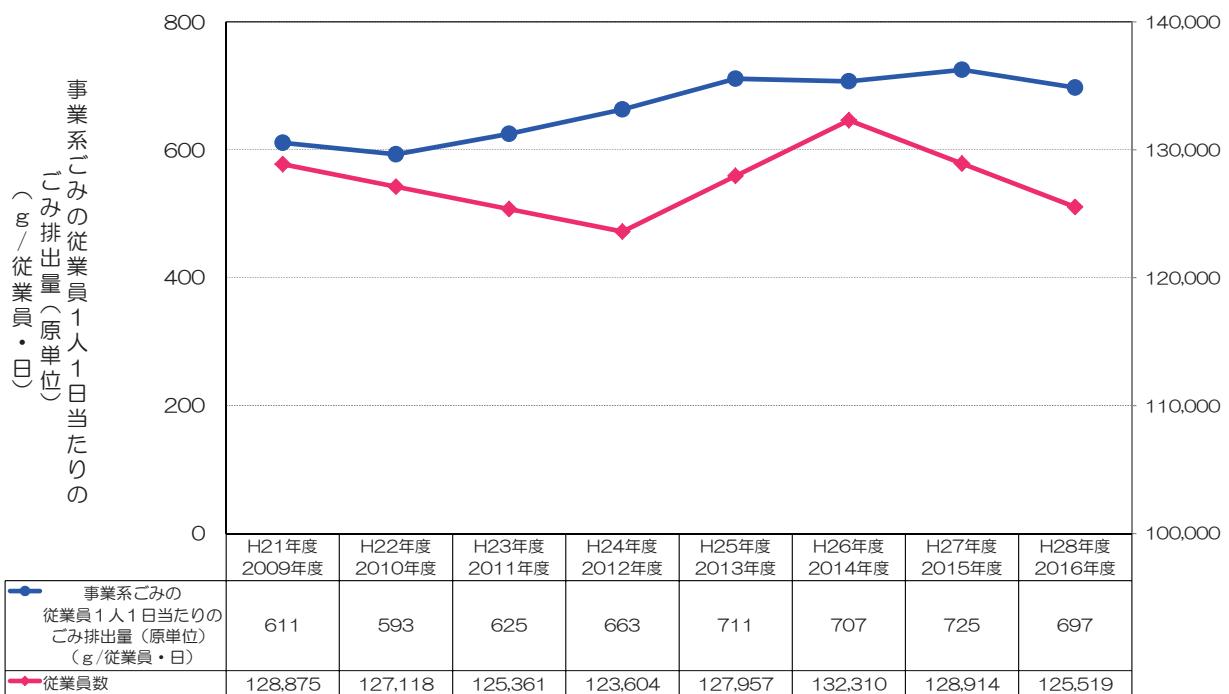
※平成 19 年（2007 年）度は資源ごみ 40 t、粗大ごみ 153 t、燃やせないごみ 8,744 t を受け入れました。

図 3-9 事業系ごみの排出量の推移

② 事業系ごみの従業員1人1日当たりのごみ排出量（原単位）の推移

本市における事業系ごみの従業員1人1日当たりのごみ排出量（原単位）の推移を図3-10に示します。

事業系ごみの従業員1人1日当たりのごみ排出量（原単位）は、平成21年（2009年）度から平成28年（2016年）度にかけて611g/従業員・日から697g/従業員・日へと86g/従業員・日（14.1%）増加しています。



※従業員数は、平成21年（2009年）度及び26年（2014年）度の経済センサス基礎調査、平成24年（2012年）度及び28年（2016年）度の経済センサス活動調査の従業者数（産業大分類別、A～R（S公務を除く））を使用しています。平成22年（2010年）度～23年（2011年）度、25年（2013年）度、27年（2015年）度については、直線補間により推計しました。

図3-10 事業系ごみの従業員1人1日当たりのごみ排出量（原単位）の推移

(3) ごみ処理量

ア 総処理量

本市におけるごみ処理の実績について、図 3-11 に示します。

平成 28 年（2016 年）度における総排出量 105,021 t /年のうち、24,433 t /年（23.3%）を資源化しています。津市西部クリーンセンター及び津市クリーンセンターおおたかでは 90,394 t /年を焼却処理、津市一般廃棄物最終処分場では 1,426 t /年を埋立処分しています。

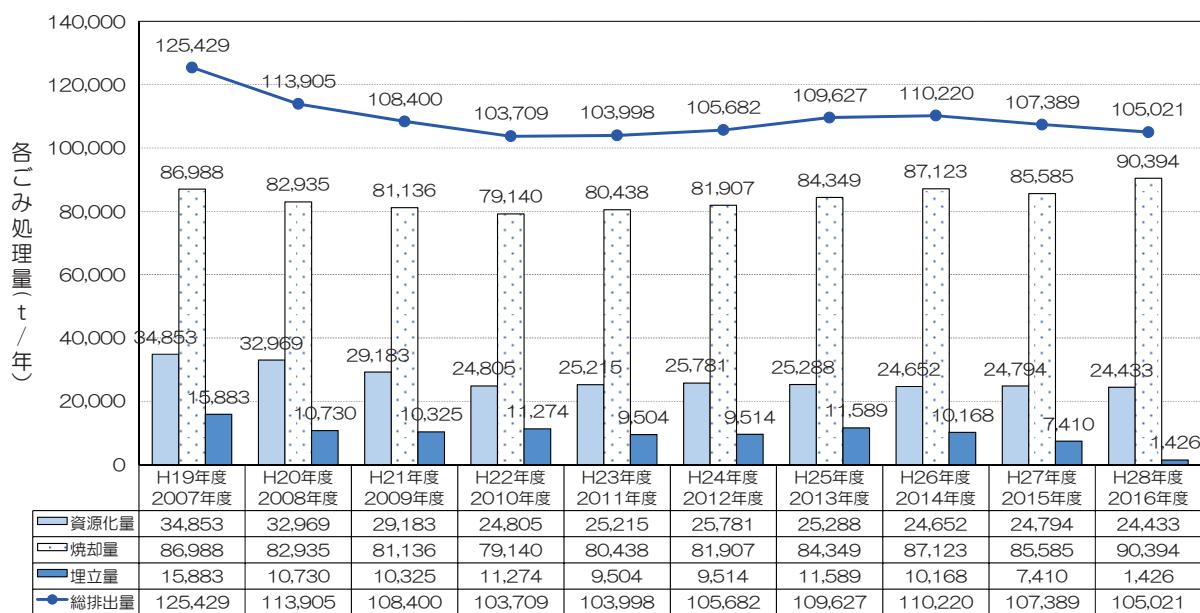


図 3-11 ごみ処理の実績

イ 中間処理量

① 資源化量

本市における資源化量の推移を図 3-12、資源化量の内訳を表 3-12に示します。

資源化量は、平成 19 年（2007 年）度は 34,853 t /年でしたが、平成 22 年（2010 年）度には 24,805 t /年となり、平成 19 年（2007 年）度と比較して 10,048 t /年（28.8%）減少しています。平成 22 年（2010 年）度以降は、ほぼ横ばいで推移し、平成 28 年（2016 年）度には 24,433 t /年となり、平成 22 年（2010 年）度と比較して 372 t /年（1.5%）減少しています。

リサイクル率は、平成 19 年（2007 年）度は 27.8%でしたが、平成 22 年（2010 年）度には 23.9%となり、平成 19 年（2007 年）度と比較して 3.9 ポイント減少しています。さらに、平成 28 年（2016 年）度には 23.3%となり、平成 22 年（2010 年）度と比較しても 0.6 ポイント減少しています。リサイクル率の内訳の中では、特に直接資源化量の減少が目立ち、平成 19 年（2007 年）度は 10,383 t でしたが、平成 28 年（2016 年）度には 3,598 t となり、平成 19 年（2007 年）度と比較して 6,785 t（65.3%）減少しています。

これは、市における資源化の促進に向けた啓発等の取組が十分ではなかったことが一因として挙げられるほか、従来資源物として回収していた新聞・雑誌等の発行・出版部数が、電子書籍等の普及により減少していること、一方で、新聞販売店での新聞等の回収や民間小売店舗等での資源物の店頭回収が拡大していることが大きな要因として挙げられます。

また、これらのほか、可燃ごみの中に資源化可能な紙類や容器包装プラスチックが混入していることや、ごみ一時集積所からの資源物の持ち去り行為が発生していることも要因として挙げられます。

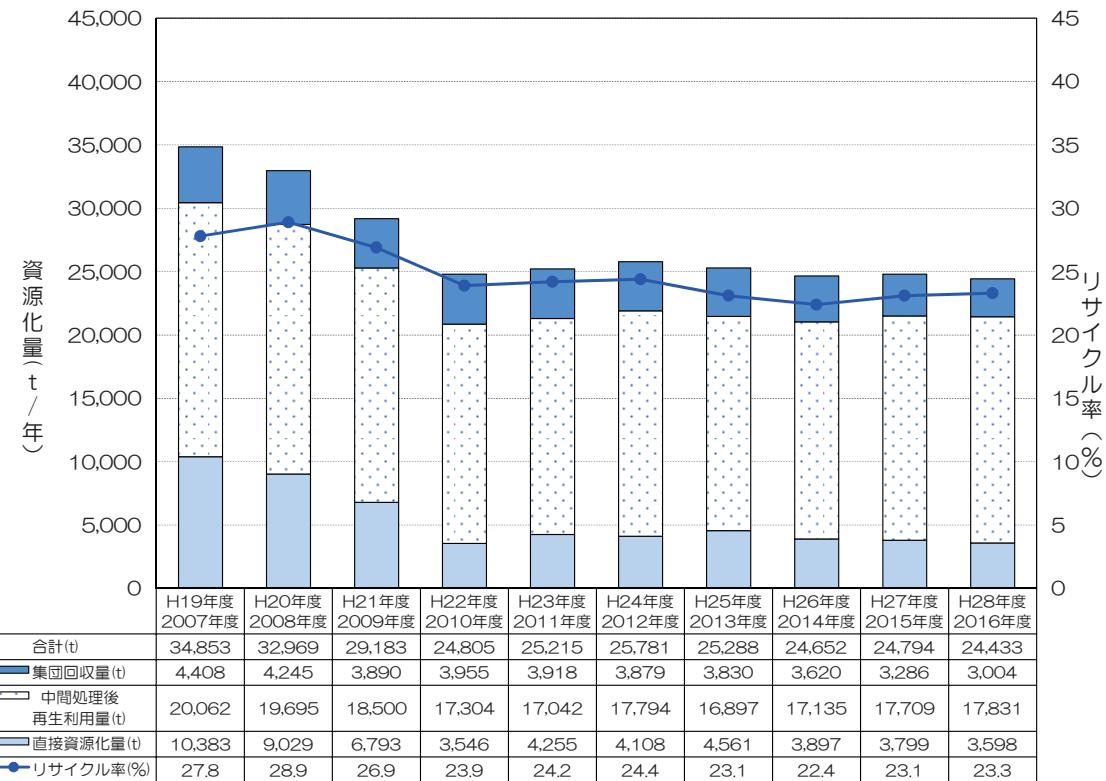


図 3-12 資源化量の推移

表 3-12 資源化量の内訳

(単位: t)

		H19年度 2007年度	H20年度 2008年度	H21年度 2009年度	H22年度 2010年度	H23年度 2011年度	H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	
資源化量 (全体)	紙類	13,775	12,269	9,506	6,296	6,924	6,875	7,310	6,583	6,192	5,691	
	紙パック	-	6	7	8	9	6	8	6	6	33	
	金属類	1,641	1,298	1,487	962	1,116	1,498	735	1,107	2,245	1,808	
	ガラス類	826	820	707	650	639	634	629	607	645	674	
	ペットボトル	788	747	668	687	646	624	616	567	584	516	
	プラスチック類	4,568	4,171	3,505	3,564	3,542	3,560	3,360	3,172	3,876	2,780	
	布類	933	900	963	1,013	1,062	946	923	782	739	626	
	肥料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
	溶融スラグ	12,295	12,729	12,244	11,510	-	-	-	-	-	-	
	セメント原料化	-	-	-	-	2,508	2,640	2,532	2,462	2,331	2,773	
集団回収量	山元還元	-	-	-	-	1,261	1,353	1,358	1,187	1,142	1,013	
	その他	27	29	96	115	7,508	7,645	7,817	8,179	7,034	8,519	
	合 計	34,853	32,969	29,183	24,805	25,215	25,781	25,288	24,652	24,794	24,433	
	紙類	4,239	4,065	3,700	3,761	3,747	3,725	3,684	3,478	3,148	2,869	
	紙パック	-	6	7	8	9	6	8	6	6	4	
	金属類	44	60	102	60	52	36	37	37	38	39	
中間処理用後量	ガラス類	12	10	9	9	8	6	5	4	3	2	
	布類	113	104	72	117	102	106	96	95	91	90	
	小 計	4,408	4,245	3,890	3,955	3,918	3,879	3,830	3,620	3,286	3,004	
	金属類	1,597	1,238	1,385	902	1,064	1,462	698	1,070	2,207	1,752	
	ガラス類	814	810	698	641	631	628	624	603	642	672	
	ペットボトル	788	747	668	687	646	624	616	567	584	516	
	プラスチック類	4,568	4,171	3,505	3,564	3,542	3,560	3,360	3,172	3,876	2,780	
	肥料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
直接資源化量	溶融スラグ	12,295	12,729	12,244	11,510	-	-	-	-	-	-	
	セメント原料化	-	-	-	-	2,508	2,640	2,532	2,462	2,331	2,773	
	山元還元	-	-	-	-	1,261	1,353	1,358	1,187	1,142	1,013	
	その他*	-	-	-	-	7,390	7,527	7,709	8,074	6,927	8,325	
	小 計	20,062	19,695	18,500	17,304	17,042	17,794	16,897	17,135	17,709	17,831	
		紙類	9,536	8,204	5,806	2,535	3,177	3,150	3,626	3,105	3,044	2,822
		紙パック	-	-	-	-	-	-	-	-	29	
		金属類	-	-	-	-	-	-	-	-	17	
		布類	820	796	891	896	960	840	827	687	648	536
		その他	27	29	96	115	118	118	108	105	107	194
		小 計	10,383	9,029	6,793	3,546	4,255	4,108	4,561	3,897	3,799	3,598

*民間事業者において、「土木資材・覆土材」として利用されている。

② 焼却処理量

本市における焼却処理量を図 3-13 に示します。

焼却処理量は、平成 19 年（2007 年）度は 86,988 t /年でしたが、平成 28 年（2016 年）度には 90,394 t /年となり、平成 19 年（2007 年）度と比較して 3,406 t /年（3.9%）増加しています。

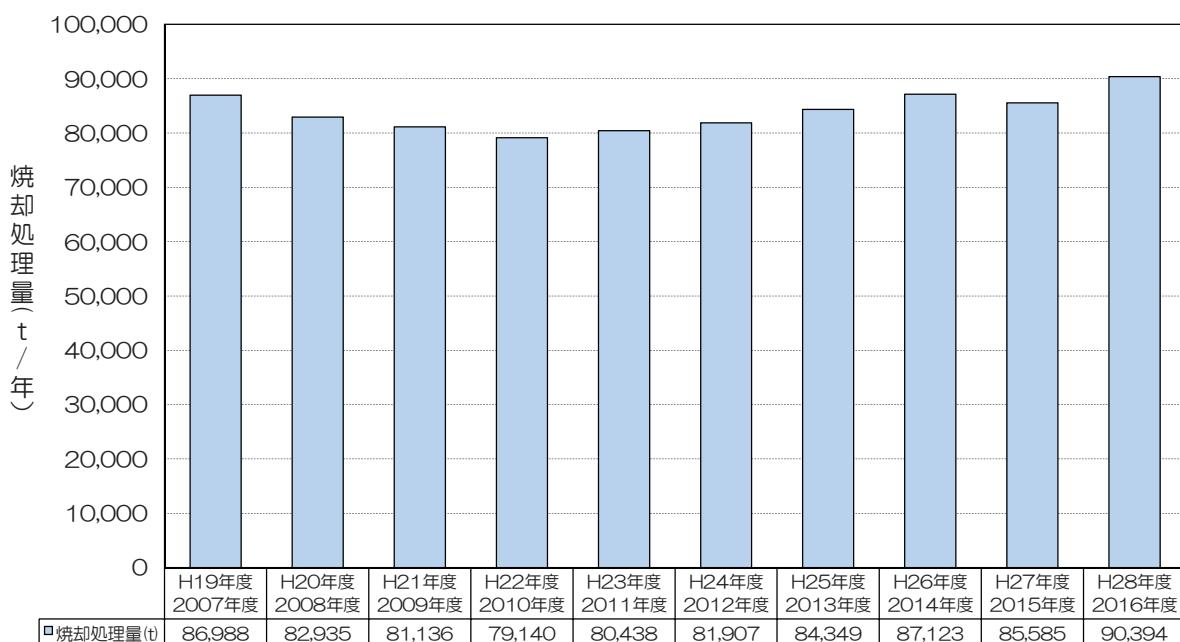


図 3-13 焼却処理量の推移

③ ごみの組成分析

津市西部クリーンセンター（1号炉、2号炉）における可燃ごみの組成分析結果を表3-13、図3-14、表3-14、図3-15に示し、津市クリーンセンターおおたかにおける可燃ごみの組成分析結果を表3-15、図3-16に示します。

津市西部クリーンセンターのごみの種類・組成における平均値は、紙・布類が全体の50%以上を占めています。三成分においては、水分が比較的多く、灰分が少ない結果となっています。

同様に津市クリーンセンターおおたかにおいても紙・布類が全体の50%以上を占めており、三成分は水分が最も多くなっています。

表3-13 津市西部クリーンセンター 可燃ごみの種類・組成の推移（1号炉・乾ベース）
(単位：%)

分析項目		H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	平均値
ご み・ の組 種成 類	紙・布類	56.4	57.5	55.0	63.6	48.9	56.3
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類	13.9	13.3	15.8	13.8	26.9	16.7
	木、竹、わら類	13.4	11.5	15.7	6.5	8.1	11.0
	厨芥類	12.8	14.9	11.3	14.9	13.4	13.5
	不燃物類	1.3	1.6	0.9	0.6	1.4	1.2
	その他	2.2	1.2	1.3	0.7	1.4	1.4
三 成 分	水 分	50.3	46.4	52.4	43.4	49.2	48.3
	可燃分	42.3	45.6	41.7	48.3	34.8	42.5
	灰 分	7.4	8.0	5.9	8.3	16.0	9.1

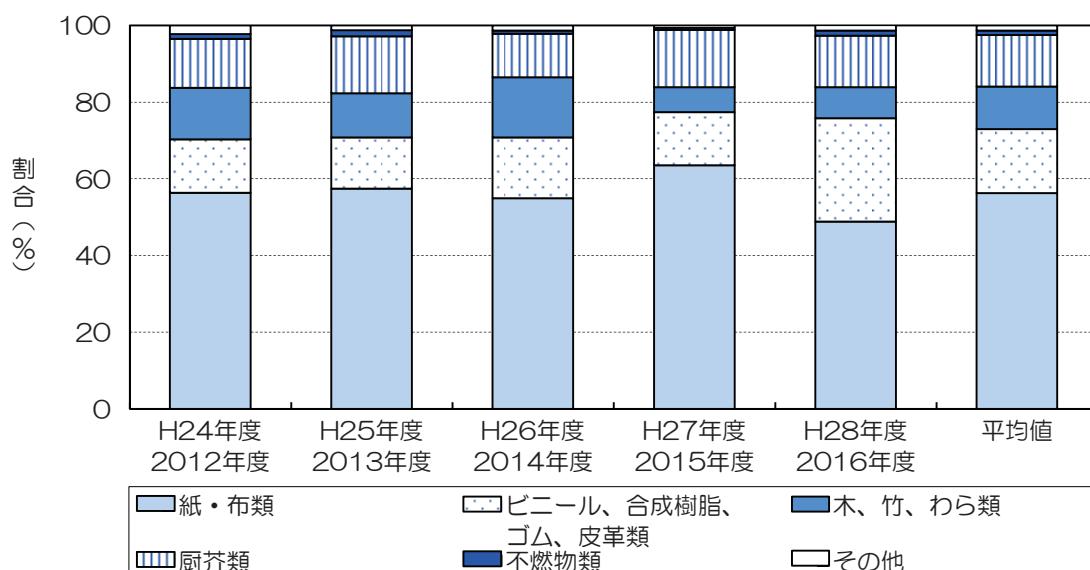


図3-14 津市西部クリーンセンター 可燃ごみの種類・組成の推移（1号炉・乾ベース）

表 3-14 津市西部クリーンセンター 可燃ごみの種類・組成の推移（2号炉・乾ベース）
(単位: %)

種類組成		H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	平均値
ご み・ の組 種成 類	紙・布類	63.4	47.4	49.4	50.1	56.6	53.4
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類	13.6	15.6	18.5	15.0	18.0	16.1
	木、竹、わら類	9.7	15.2	10.3	10.3	6.5	10.4
	厨芥類	10.7	17.5	18.5	18.8	15.9	16.3
	不燃物類	0.6	2.9	2.0	3.9	1.8	2.2
	その他	2.0	1.4	1.3	1.9	1.1	1.5
三 成 分	水分	46.5	50.1	45.0	47.0	46.0	46.9
	可燃分	46.0	42.2	48.2	44.6	45.4	45.3
	灰分	7.5	7.7	6.8	8.4	8.6	7.8

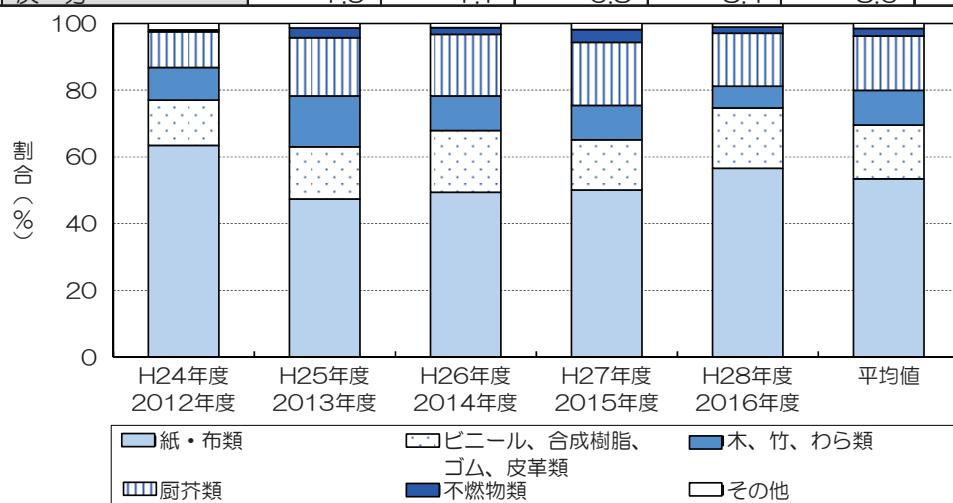


図 3-15 津市西部クリーンセンター 可燃ごみの種類・組成の推移（2号炉・乾ベース）

表 3-15 津市クリーンセンターおおたか 可燃ごみの種類・組成の推移（乾ベース）
(単位: %)

種類組成		H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	平均値
ご み・ の組 種成 類	紙・布類	57.0	48.1	59.8	57.9	48.4	54.2
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類	12.5	13.6	17.9	15.7	16.2	15.2
	木、竹、わら類	15.5	16.3	6.7	9.2	16.1	12.8
	厨芥類	12.3	19.3	14.3	13.3	16.2	15.1
	不燃物類	1.2	1.6	0.6	1.6	1.7	1.3
	その他	1.5	1.1	0.7	2.3	1.9	1.5
三 成 分	水分	52.0	52.4	47.9	57.0	50.1	51.9
	可燃分	41.9	41.6	44.5	6.1	42.0	35.2
	灰分	6.1	6.0	7.6	37.0	8.0	12.9

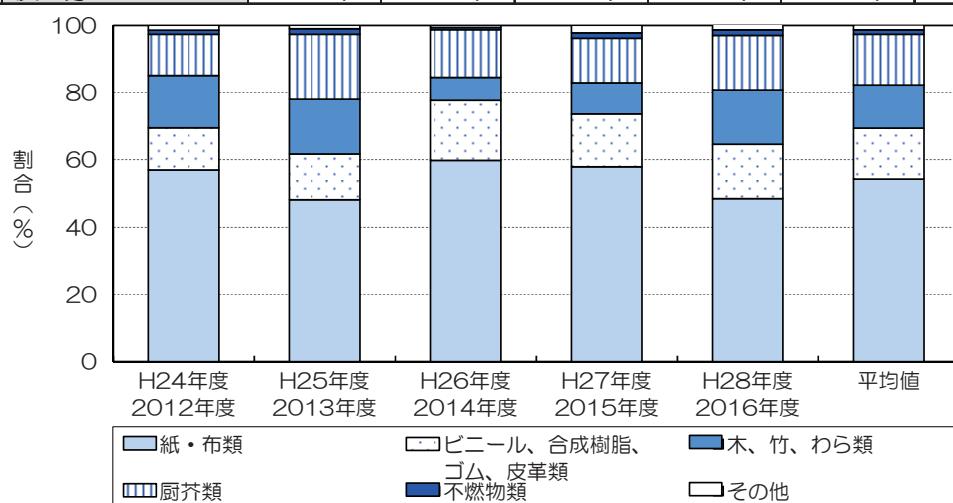


図 3-16 津市クリーンセンターおおたか 可燃ごみの種類・組成の推移（乾ベース）

④ 最終処分量

本市における最終処分量の推移を図3-17に示します。

最終処分量は、平成19年（2007年）度は15,883t/年でしたが、平成20年（2008年）度に10,730t/年に減少した後は増減を繰り返しながら推移し、その後、平成27年（2015年）度は7,410t/年となり平成26年（2014年）度に比べ2,758t/年減少し、平成28年（2016年）度はさらに5,984t/年減少し、1,426t/年となりました。

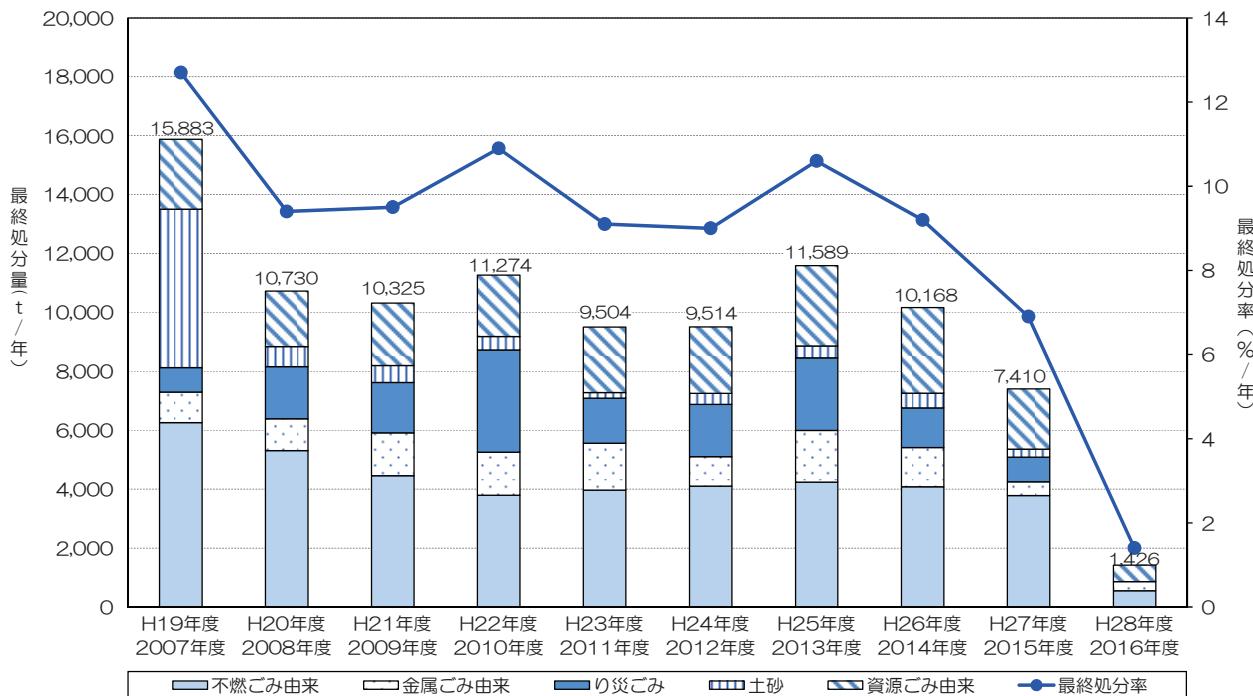


図3-17 最終処分量の推移

平成19年（2007年）度から平成20年（2008年）度にかけての5,153tの減少は、最終処分量の削減策として平成20年（2008年）度から産業廃棄物の受入を制限したことにより、事業系一般廃棄物（不燃系）の搬入が同年度にかけて8,937t/年減少したことが要因として挙げられます。

平成27年（2015年）度以降の大幅な減少は、り災ごみの受入れにおいて、従来その中に多く混入していた土砂（埋土等に再利用可能）や可燃物（焼却可能）の分別を平成25年（2013年）度から新たに現場確認により周知徹底してきた結果、平成27年（2015年）度から平成28年（2016年）度にかけて最終処分量の11%に相当するり災ごみの搬入が減少したことが要因の一つとして挙げられます。

また、中間処理（破碎選別及び資源化）により不燃物の中から焼却できる可燃物を回収して最終処分量の削減を図ろうと計画した工程において、平成28年（2016年）4月に稼働した津市リサイクルセンターでは、従来破碎選別処理していた金属ごみに加え、それまで直接埋立処分していた

燃やせないごみやその他プラスチックも破碎選別処理するようになったこと、また、容器包装プラスチックやペットボトルなどの資源化処理工程で発生する従来埋立処分していた選別残渣からも可燃物を回収するようになったこと、さらに同センターでは新たに手選別ラインを強化し選別処理精度が上がったことで、当該可燃物の回収率が計画値の30%から76%に上昇し、あわせてこれらの工程における資源物の回収率も11%上昇したことが要因として挙げられます。

表 3-16 中間処理（破碎選別・資源化）量の推移

（単位：t）

区分		H19年度 2007年度	H20年度 2008年度	H21年度 2009年度	H22年度 2010年度	H23年度 2011年度	H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度
中間処理 (破碎選別・資源化)量	1 不燃ごみ	6,259	5,312	4,465	3,798	3,970	4,110	4,243	4,087	3,784	3,276
	2 金属ごみ	2,636	2,319	2,835	2,359	2,656	2,458	2,448	2,393	2,682	2,743
	3 罹災ごみ	833	1,772	1,707	3,474	1,534	1,772	2,468	1,352	829	0
	4 土砂	5,374	679	577	461	191	379	401	499	270	81
	5 資源ごみ	8,548	7,614	6,997	6,976	7,036	7,069	7,327	7,249	7,154	5,820
	合計	23,650	17,696	16,581	17,068	15,387	15,788	16,887	15,580	14,719	11,920
資源化物	1 不燃ごみ由来	0	0	0	0	0	0	0	0	0	192
	2 金属ごみ由来	1,597	1,238	1,385	902	1,064	1,462	698	1,070	2,207	1,660
	3 罹災ごみ由来	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4 土砂由来	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81
	5 資源ごみ由来	6,170	5,728	4,871	4,892	4,819	4,812	4,600	4,342	5,102	3,968
	小計	7,767	6,966	6,256	5,794	5,883	6,274	5,298	5,412	7,309	5,901
焼却物	1 不燃ごみ由来	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,528
	2 金属ごみ由来	0	0	0	0	0	0	0	0	0	771
	3 罹災ごみ由来	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4 土砂由来	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5 資源ごみ由来	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,294
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,593
埋立物	1 不燃ごみ由来	6,259	5,312	4,465	3,798	3,970	4,110	4,243	4,087	3,784	556
	2 金属ごみ由来	1,039	1,081	1,450	1,457	1,592	996	1,750	1,323	475	312
	3 罹災ごみ由来	833	1,772	1,707	3,474	1,534	1,772	2,468	1,352	829	0
	4 土砂由来	5,374	679	577	461	191	379	401	499	270	0
	5 資源ごみ由来	2,378	1,886	2,126	2,084	2,217	2,257	2,727	2,907	2,052	558
	小計	15,883	10,730	10,325	11,274	9,504	9,514	11,589	10,168	7,410	1,426
最終処分率 (%)		12.7	9.4	9.5	10.9	9.1	9.0	10.6	9.2	6.9	1.4

⑤ ごみ処理経費

本市におけるごみ処理経費を表 3-17 に示します。

ごみ処理経費は、平成 19 年（2007 年）度は 3,745,894 千円/年でしたが、平成 28 年（2016 年）度には 4,572,843 千円/年となり、平成 19 年（2007 年）度と比較して 826,949 千円/年（22.1%）増加しています。

1 人当たり年間ごみ処理経費は、平成 19 年（2007 年）度は 13 千円/年でしたが、平成 28 年（2016 年）度には 16 千円/年となり、平成 19 年（2007 年）度と比較して 3 千円/年（23.1%）増加しています。

表 3-17 ごみ処理経費

（単位：千円）

歳出		H19年度 2007年度	H20年度 2008年度	H21年度 2009年度	H22年度 2010年度	H23年度 2011年度
建設・改良費	収集運搬施設	0	0	0	0	0
	中間処理施設	3,308	0	0	0	0
	最終処分場	10,769	27,206	336,531	430,397	222,267
	その他	0	0	0	3,295	0
	調査費	0	0	0	0	0
小計		14,077	27,206	336,531	433,692	222,267
処理及び維持管理費	人件費	481,357	484,027	513,395	532,381	504,039
	技能職	836,501	837,510	732,335	512,065	519,943
	中間処理	54,491	85,550	50,515	66,572	39,147
	最終処分	36,923	38,004	36,903	41,399	44,875
	処理費	71,370	73,653	74,217	34,684	58,518
	中間処理費	473,806	488,908	612,430	516,802	565,991
	最終処分費	185,087	217,599	193,340	229,830	251,542
	車両等購入費	23,940	22,341	25,284	0	0
	委託費	409,061	446,301	482,627	700,166	1,085,528
	その他	380,906	346,131	390,380	391,066	434,234
	調査研究費	728,904	809,605	787,303	766,666	566,064
	小計	12,292	15,517	6,641	13,373	38,334
その他		37,179	20,344	36,615	36,791	35,849
合計		3,745,894	3,912,696	4,278,516	4,275,487	4,366,331
1 人当たり年間ごみ処理経費		13	14	15	15	15
歳出		H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度
建設・改良費	収集運搬施設	0	0	6,703	0	0
	中間処理施設	151,203	304,589	1,049,629	3,441,491	0
	最終処分場	212,477	1,039,576	1,389,355	3,319,980	0
	その他	0	70,298	114,037	46,364	52,724
	調査費	0	0	0	0	0
小計		363,680	1,414,463	2,559,724	6,807,835	52,724
処理及び維持管理費	人件費	437,031	423,038	330,916	382,352	284,820
	技能職	520,597	272,099	244,519	246,229	267,828
	中間処理	31,612	19,079	85,199	27,649	30,531
	最終処分	45,644	43,338	86,112	26,344	0
	処理費	58,722	30,827	10,876	16,951	28,841
	中間処理費	340,502	289,668	277,783	241,406	270,219
	最終処分費	207,606	206,242	145,536	123,612	51,880
	車両等購入費	0	0	0	12,712	0
	委託費	1,159,851	1,441,404	1,578,702	1,651,521	1,678,139
	その他	686,234	912,858	955,621	930,808	1,553,436
	調査研究費	587,627	594,321	563,055	514,772	220,676
	小計	40,622	28,718	162,705	157,794	0
その他		33,175	32,888	137,206	127,154	133,749
合計		4,512,903	5,708,943	7,137,954	11,267,139	4,572,843
1 人当たり年間ごみ処理経費		16	20	25	40	16

4 ごみ処理実績の評価

(1) 旧計画目標値の達成状況

旧計画における目標値と平成28年(2016年)度の実績値の比較結果を表3-18に示します。

1人1日当たりごみ排出量(原単位(集団回収量を除きます。))は、旧計画の目標値に対して103g多く、目標が未達の状況です。同様に、リサイクル率についても、目標値に対して21.7ポイント少なくなっています。

最終処分量については、目標値に対して6,574t/年少くなっています。計画目標を大きく達成している状況です。

表 3-18 旧計画の目標値と実績値との比較

指 標	旧計画の目標値 (平成29年度) (2017年度)	実績値 (平成28年度) (2016年度)	達成 状況	比較結果
1人1日当たりごみ 排出量(原単位(集団 回収量を除きます。))	900g/人・日	1,003g/人・日	×	103g/ 人・日多い。
リサイクル率	45%	23.3%	×	21.7 ポイン ト少ない。
最終処分量	8,000t/年	1,426t/年	○	6,574t/年 少ない。

(2) 類似団体との比較評価

本市の類似自治体 35 市との比較評価結果を表 3-20 に、一般廃棄物処理システム比較分析結果を図 3-18 に示します。比較項目は、毎年、環境省が実施している「一般廃棄物処理実態調査結果」において把握可能な項目とし、公表されている平成 27 年（2015 年）度「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」の実績値で比較します。

一般廃棄物処理システム評価項目（指標）を表 3-19 に示します。

表 3-19 一般廃棄物処理システム評価項目（指標）

評価項目	算出方法	指数化方法	指標の見方
1人1日当たりのごみ総排出量	総排出量/計画収集人口 /365	{1-(実績値-平均値)/平均値}×100	指標が大きくなるほどごみ排出量は少なくなる。
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみ、 集団回収除く)	(家庭系ごみ排出量 -資源ごみ排出量 -集団回収量) /計画収集人口/365	{1-(実績値-平均値)/平均値}×100	指標が大きくなるほどごみ排出量は少なくなる。
資源化率*	資源化量/総排出量 ×100	実績値/平均値×100	指標が大きくなるほど資源化率は高くなる。
最終処分率	最終処分量/総排出量 ×100	{1-(実績値-平均値)/平均値}×100	指標が大きくなるほど廃棄物のうち最終処分される割合は低くなる。
1人当たりの年間処理経費	(処理費+委託費+人件費) /計画収集人口	{1-(実績値-平均値)/平均値}×100	指標が大きくなるほど1人当たりの年間処理経費は少なくなる。
従業員1人1日当たりの事業系ごみ排出量	事業系ごみ排出量 /従業員数/365	{1-(実績値-平均値)/平均値}×100	指標が大きくなるほどごみ排出量は少なくなる。

* 固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント等への直接投入、飛灰の山元還元を除きます。

以下に類似自治体の概要を示します。

- ・都市形態：都市
- ・人口区分：Ⅳ（150,000 人以上（政令指定都市、特別区、中核市、特例市除く））
- ・産業構造：3（第 2・3 次産業人口比 95% 以上、第三次産業人口 65% 以上）

※類似自治体は「類似団体別市町村財政指標表（総務省）」に準拠しています。

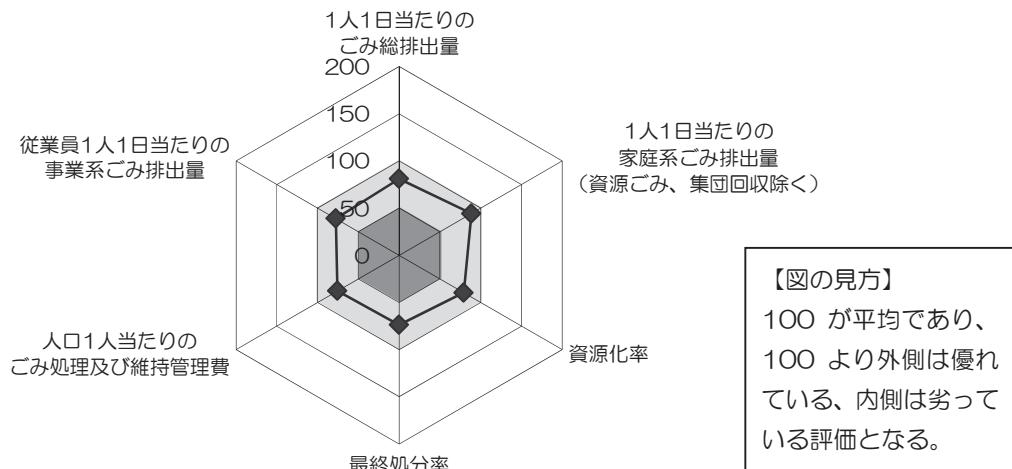
表 3-20 各評価項目の計算結果

市町村名	1人1日当たりのごみ総排出量		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみ、集団回収除く)		資源化率		最終処分率		人口1人当たりのごみ処理 及び維持管理費		従業員1人1日 当たりの事業系ごみ排出量	
	g/ 人・日	指數	g/ 人・日	指數	%	指數	%	指數	円/人	指數	g/ 人・日	指數
津市	1,048	81	550	89	20	79	7	74	15,426	76	646	78
釧路市	1,148	70	569	85	17	67	13	-35	13,037	95	777	53
苫小牧市	1,150	69	432	112	30	119	11	2	11,232	109	984	14
福島市	1,329	49	881	21	10	40	3	146	10,811	113	597	87
ひたちなか市	1,034	83	668	65	17	67	4	128	7,189	142	525	101
狹山市	840	105	475	104	28	111	1	182	12,402	100	391	126
上尾市	776	112	559	87	19	75	9	38	10,995	111	261	151
新座市	799	109	477	103	27	107	5	110	8,847	129	448	115
久喜市	837	105	470	105	29	115	3	146	13,038	95	437	117
市川市	814	108	496	99	19	75	10	20	9,125	126	686	70
松戸市	843	104	432	112	24	95	10	20	11,164	110	741	60
野田市	799	109	443	110	30	119	6	92	10,415	116	473	110
佐倉市	802	109	548	89	21	83	3	146	7,550	139	396	125
習志野市	917	96	538	91	22	87	3	146	12,720	97	744	59
市原市	963	91	615	75	19	75	5	110	9,707	122	537	98
流山市	885	99	443	110	24	95	15	-71	13,948	88	1,048	2
八千代市	798	109	499	99	18	71	11	2	12,872	96	560	94
浦安市	1,059	80	498	99	17	67	7	74	14,833	80	697	68
立川市	769	113	374	124	33	131	0	200	17,342	60	230	156
三鷹市	725	118	371	125	34	135	0	200	11,478	107	258	151
府中市	695	121	371	125	38	150	0	200	14,647	82	176	167
調布市	736	116	386	122	38	150	0	200	12,648	98	184	165
町田市	806	108	484	102	26	103	0	200	16,146	70	425	120
小平市	741	116	507	97	26	103	0	200	13,146	94	188	164
日野市	674	123	462	106	27	107	0	200	12,505	99	136	174
東村山市	718	118	425	114	37	146	0	200	13,859	88	291	145
西東京市	703	120	466	106	35	139	0	200	15,320	76	0	200
鎌倉市	982	88	386	122	48	190	0	200	19,046	46	628	81
藤沢市	897	98	454	108	30	119	0	200	14,688	82	626	82
秦野市	864	102	565	86	22	87	6	92	11,823	105	427	119
宇治市	835	105	450	109	23	91	11	2	11,284	109	578	91
和泉市	866	102	456	108	12	48	13	-35	10,071	119	943	22
伊丹市	906	97	434	112	17	67	12	-16	7,908	136	828	43
川西市	951	92	529	93	23	91	6	92	14,776	81	847	40
宇部市	1,070	78	528	93	29	115	10	20	12,186	102	852	39
徳島市	1,089	76	581	82	15	59	17	-107	15,303	77	575	91
平均値*1	881	100	493	100	25.3	100	5.5	100	12,402	100	528	100

[資料：平成 27 年（2015 年）度環境省一般廃棄物処理実態調査結果]

※1：平均値は津市を除いた類似自治体 35 市の値

※指数值は 100 が平均値であり、100 よりも大きければ平均より優れている、小さければ劣っている評価となります。



[資料：平成 27 年（2015 年）度環境省一般廃棄物処理実態調査結果]
図 3-18 一般廃棄物処理システム比較分析結果（津市）

本市のごみ処理について類似自治体 35 市と比較分析を行った結果、全ての項目において平均値よりも低い結果となっています。

評価結果の比較を表 3-21、評価項目における津市の状況を図 3-19 に示します。

表 3-21 評価結果の比較

評価項目	各数値	比較結果
1人1日当たりのごみ総排出量	津市：1,048g/人・日 平均値：881g/人・日	・1人1日当たりのごみ総排出量は、平均値と比較して167g多い。
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみ、集団回収除く)	津市：550g/人・日 平均値：493g/人・日	・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、平均値と比較して57g多い。
資源化率※1	津市：20.0% 平均値：25.3%	・資源化率は、平均値と比較して5.3ポイント低い。
最終処分率※2	津市：7.0% 平均値：5.5%	・最終処分率は、平均値と比較して1.5ポイント高い。
人口1人当たりのごみ処理及び維持管理費※3	津市：15,426円/人・年 平均値：12,402円/人・年	・人口1人当たりのごみ処理及び維持管理費は、平均値と比較して3,024円高い。
従業員1人1日当たりの事業系ごみ排出量※4	津市：646g/人・日 平均値：528g/人・日	・従業員1日当たりの事業系ごみ排出量は、平均値と比較して118g多い。

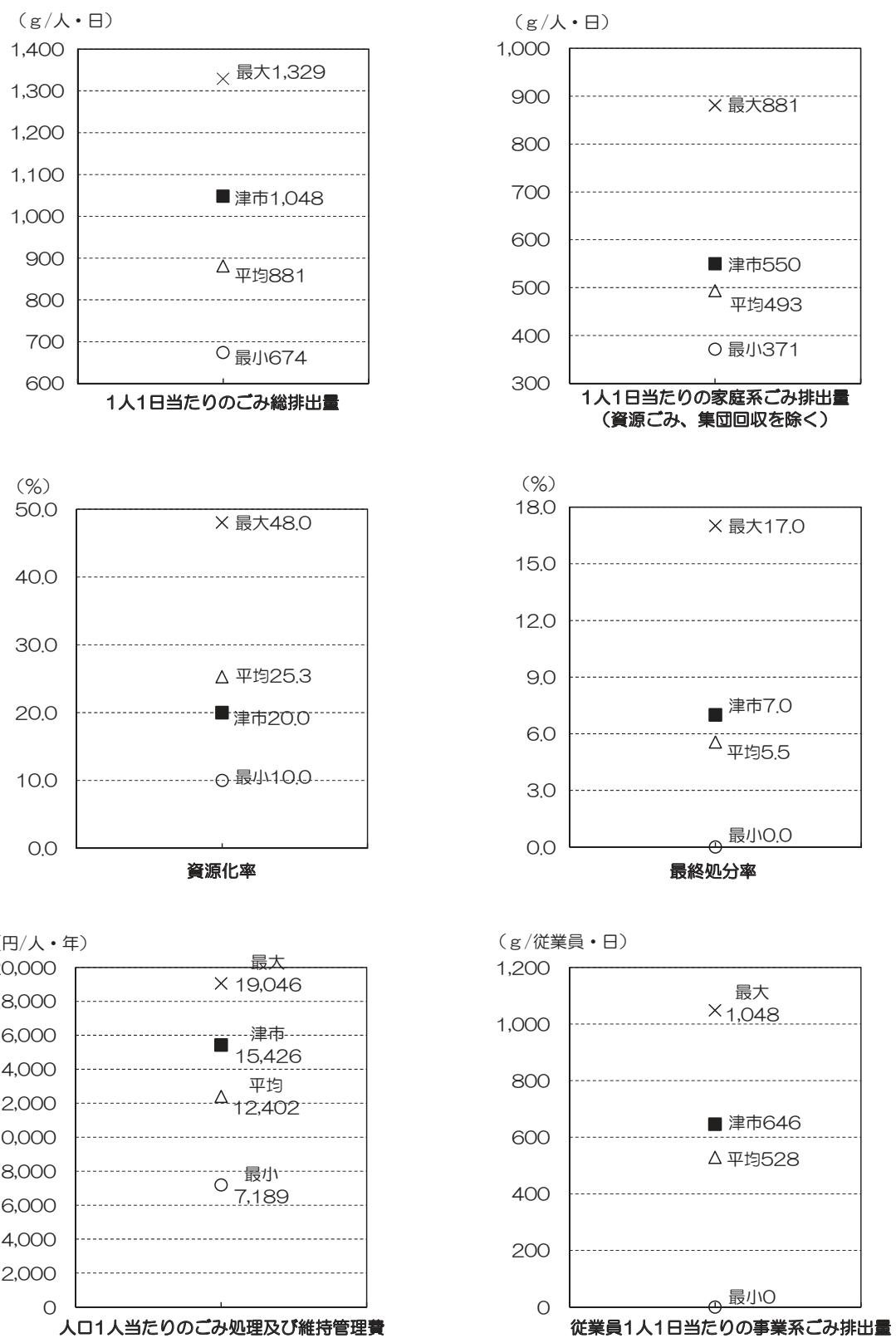
※1：焼却灰のセメント原料化等を除くため、平成 27 年（2015 年）度の資源化率 23.1% と異なっています。

※2：最終処分率については、平成 28 年（2016 年）度 1.4% となっています。

※3：建設・改良費を除くため、平成 27 年（2015 年）度の 1 人当たり年間ごみ処理経費 40,000 円と異なっています。

※4：平成 27 年（2015 年）度事業系ごみの従業員 1 人 1 日当たりのごみ排出量（原単位）725g は、本市で推計した平成 27 年（2015 年）度の従業員数を用いて算出しているため、646g と異なっています。

[資料：平成 27 年（2015 年）度環境省一般廃棄物処理実態調査結果]



[資料：平成 27 年（2015 年）度環境省一般廃棄物処理実態調査結果]

図 3-19 評価項目における津市の状況

5 ごみ処理の課題整理

(1) 発生抑制・減量化

ごみ総排出量は、平成 19 年（2007 年）度から平成 28 年（2016 年）度にかけて減少しているものの、1 人 1 日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））は 1,003 g/人・日（平成 28 年（2016 年）度実績）で、旧計画の目標値（900 g/人・日：平成 29 年（2017 年）度）には達していません。

家庭系ごみについては、平成 20 年（2008 年）度から平成 23 年（2011 年）度にかけて減少がみられ、それ以後は平成 25 年（2013 年）度まで増加、平成 26 年（2014 年）度から減少傾向にあります。

しかし、燃やせるごみの中には資源化できる紙類・布類や水分を多く含むごみが多く含まれています。

また、平成 28 年（2016 年）度から、汚れの取れない容器包装プラスチックの分別区分を可燃ごみとしましたが、汚れの取れるものも可燃ごみとして排出されている傾向が見られます。

事業系ごみについては、排出量自体は平成 19 年（2007 年）度と平成 28 年（2016 年）度を比較すると、ほぼ同量ですが、事業系ごみの従業員 1 人 1 日当たりのごみ排出量（原単位）が増加傾向にあります。

ごみの発生抑制・減量化を図るため、家庭系ごみについては、発生抑制を推進するとともに、事業系ごみについては、事業系一般廃棄物の排出責任者として減量化の取組を促す必要があります。

(2) 収集・運搬

本市は、住民サービスの維持に努めながら、収集・運搬の効率化を図っていますが、高齢化社会の進展等に伴い、ごみの出し方に対するニーズが多様化している状況にあります。

また、自治会等の団体による集団回収量が減少していることから、店舗等の店頭回収による影響を調査するとともに、引き続き資源ごみの集団回収について、広報紙等を通じた啓発を継続する必要があります。

今後は、市民のごみ出しニーズを把握しながら、ごみ収集の効率化を図るとともに、ごみ一時集積所における公衆衛生の向上を図る必要があります。

また、リサイクル率の向上に向け、拠点回収となるエコ・ステーションの充実を図る必要があります。

(3) 処理・処分

ア 中間処理（破碎選別・資源化）

燃やせないごみや資源ごみの一部は、平成 28 年（2016 年）4 月から津市リサイクルセンターにおいて資源化処理及び破碎選別処理を行っています。

燃やせないごみ等については、今後も同施設において、徹底した資源化処理と適正な破碎選別処理を継続させるとともに、施設の効率的かつ効果的な

運営管理を行っていく必要があります。

イ 中間処理（焼却）

燃やせるごみや津市リサイクルセンターで発生する資源化、破碎選別処理後の可燃残渣は、津市西部クリーンセンター及び津市クリーンセンターおおたかで焼却処理しています。

燃やせるごみ等については、今後も同施設において、安定的な処理を継続させるために、処理量の平準化やごみ質の管理等を徹底していく必要があるとともに、施設の効率的かつ効果的な運営管理を行っていく必要があります。

ウ 最終処分

津市リサイクルセンターで破碎選別、資源化処理した後の残渣のうち、不燃残渣は、津市一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

本市において資源化又は焼却できない廃棄物は、今後も同施設で適正に埋立処分していく必要があるとともに、施設の効率的かつ効果的な運営管理を行っていく必要があります。

(4) リサイクル率

リサイクル率は、平成 19 年（2007 年）度から平成 22 年（2010 年）度にかけて徐々に減少し、平成 22 年（2010 年）度以降は、ほぼ横ばいで推移し、平成 28 年（2016 年）度で 23.3% となっています。

平成 28 年（2016 年）度のリサイクル率は、類似自治体や旧計画の目標値と比べて低い値となっていることから、リサイクル率向上に向けて、特に家庭系ごみの可燃ごみ中に含まれる紙類・布類の資源への分別を徹底する必要があります。

(5) 施設整備

ア 中間処理施設（焼却）

津市西部クリーンセンターは、1 号炉が竣工から 38 年以上、2 号炉は 15 年以上が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。津市クリーンセンターおおたかにおいても竣工から 18 年以上が経過しています。

これまで改修等の対策を講じながら稼働してきた両施設は、本計画期間中の稼働は見込めるものの、今後も老朽化が進むため、将来にわたり、本市の適正なごみ処理を継続して行っていくための対策を検討する必要があります。

イ 最終処分場

全体埋立容量を 18 万 m³、埋立期間を 15 年として計画している津市一般廃棄物最終処分場は、平成 28 年（2016 年）4 月に 9 万 m³ を供用開始したところ、平成 28 年（2016 年）度の埋立実績量は 1,426 t / 年で、計画埋立量 8,020 t / 年に対し 82.2% 減少しています。この状況を踏まえ、

残り9万m³の建設時期について検討する必要があります。

(6) その他

大規模地震や水害などの災害が発生した場合に備え、津市災害廃棄物処理計画を策定していますが、それに加えごみの収集・運搬・処理業務などが継続して実施できるよう津市業務継続計画（BCP）を策定する必要があります。

また、市内においては、未だ不法投棄が発生していることから、不法投棄の防止を引き続き図ることが必要です。あわせて、生活環境の保全に向けて環境美化活動を一層推進していく必要があります。

第2節 ごみ処理基本計画

1 基本方針

津市環境基本計画では、本市のめざす環境像を『豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津』としています。本計画においても、この環境像の実現のため、3つの基本方針を掲げ、各施策に取り組んでいきます。

図 3-20 にごみ処理基本計画の体系図を示します。

基本方針1 市民・事業者・市の協働による循環型社会づくりの推進

分別の徹底を行うとともに、廃棄物の量を減らし、適正な資源循環を実現するため、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の「3R」を基調とした資源循環を促します。

特にごみの発生抑制を最優先課題として取り組みます。

また、生産から流通、消費に至る過程において、市民・事業者・市がそれぞれ担うべき役割や責任を明確にし、環境へ配慮しながら、相互に理解を深め協力して資源循環に取り組みます。

（施策）

3Rの推進、雑紙等の資源分別の徹底、環境学習、事業者への指導・啓発

基本方針2 廃棄物の適正処理の推進

できるだけ資源としての循環利用を図る一方、ごみとして出たものは、ごみの種類や処理方法に応じて適正に処理します。また、エコ・ステーション等の適正な維持管理を行うとともに、情報公開に取り組みます。

不法投棄や資源の持ち去り行為に対する防止対策を検討し、市民・事業者が安心してごみを排出できる環境を整備します。

（施策）

店頭回収・エコ・ステーションの拡充、不法投棄対策、資源の持ち去り防止対策 等

基本方針3 安全・安心な廃棄物処理システムの継続

分別・収集に関しては、高齢者や障がい者などのごみ排出の負担軽減に向けた支援の在り方や大型ごみの収集について検討していきます。

中間処理施設及び最終処分場に関しては、施設の老朽化や処理量の変化に対応するため、より安定的・効率的な施設稼働を推進していきます。

（施策）

分別・収集計画、中間処理計画、最終処分計画、その他計画

基本方針

基本方針に基づく各施策・計画

市民・事業者・市の協働による循環型社会づくりの推進

廃棄物の適正処理の推進

安全・システムの継続
安心な廃棄物処理

発生抑制に係る施策

- レジ袋削減の推進
- 「30・10運動」の推進
- 生ごみの減量化
- 紙類の分別徹底
- 事業系ごみの減量化への取組

リユース・リサイクルに係る施策

- リサイクル資源の回収の促進
- 使用済小型家電の回収の促進
- 容器包装プラスチックの分別徹底
- 小学校等におけるリサイクル事業の推進
- びんの再利用の推進
- 家具等の再使用の促進

啓発・環境教育等に係る施策

- 様々な媒体を用いた啓発の実施
- 環境学習センターの事業の充実
- 環境教育の充実
- 市民・事業者・行政間の連携推進

廃棄物の適正処理

- 医療廃棄物の適正処理の周知
- 処理困難物の適正処理の周知

不法投棄対策

- 分別・収集計画
- 中間処理計画
- 最終処分計画
- 施設整備計画
- その他の計画等

- ごみの適正な分別排出の啓発
- ごみの分別区分等の見直し
- 大型ごみの収集に関する検討
- 適正な収集・運搬体制の継続

図 3-20 ごみ処理基本計画の体系図

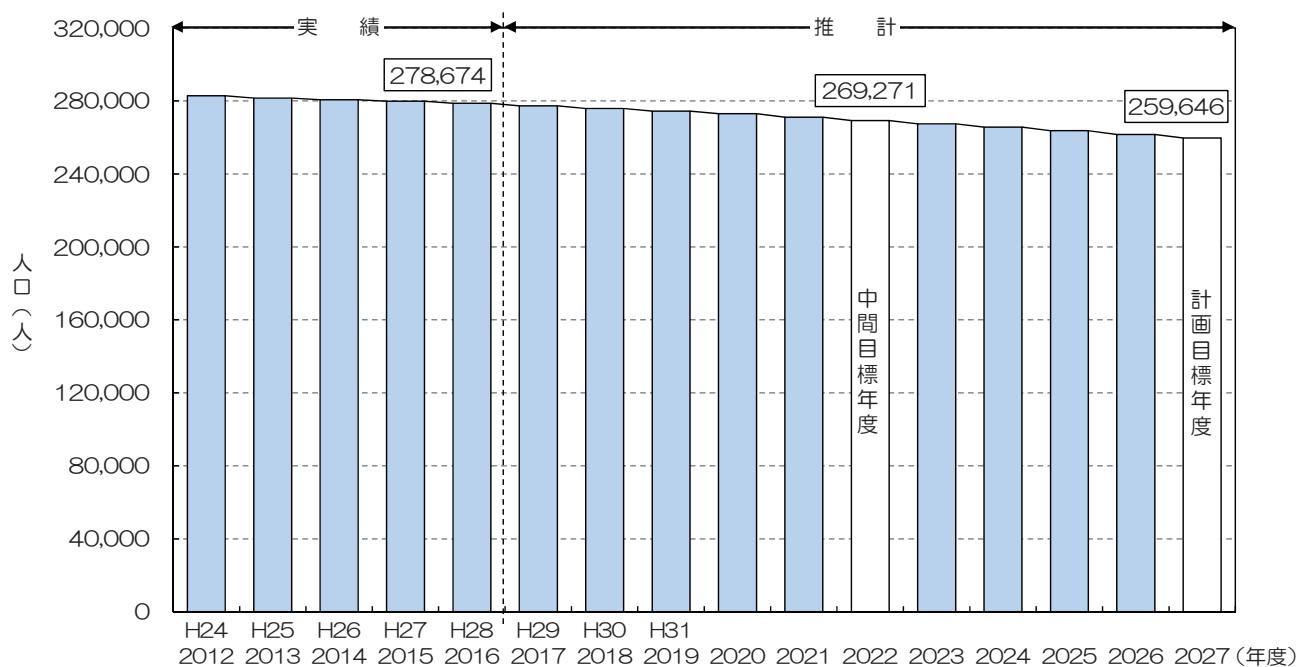
2 将来の予測

(1) 人口の将来予測

人口の将来予測を図 3-21 に示します。

平成 29 年(2017 年)度以降の人口は、上位計画である津市総合計画で示されている人口を採用します。

将来人口は 2022 年度には平成 28 年(2016 年)度比で 9,403 人(3.4%) 減少して 269,271 人に、2027 年度には平成 28 年(2016 年)度比で 19,028 人(6.8%) 減少して 259,646 人となる見込みです。



※平成 29 年(2017 年)度から 31 年(2019 年)度、2021 年度から 2024 年度、2026 年度の人口は、「津市総合計画」記載の将来人口を用い、直線補間ににより算出しています。

図 3-21 人口の将来予測

(2) ごみ総排出量の将来予測

現状推移時の将来予測を図 3-22 及び表 3-22 に示します。

今後、ごみの減量化や資源化を推進する施策を新たに実施しない場合、

2027 年度における本市のごみ総排出量は 100,440 t /年となり、平成 28 年(2016 年)度と比較して 4,581 t /年(4.4%) 減少すると予測されます。これは本市の人口が今後減少していくことに起因しています。

また、2027 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量(原単位(集団回収量を除きます。))は 1,027 g /人・日となり、平成 28 年(2016 年)度と比較して 24 g /人・日(2.4%) 増加すると予測されます。

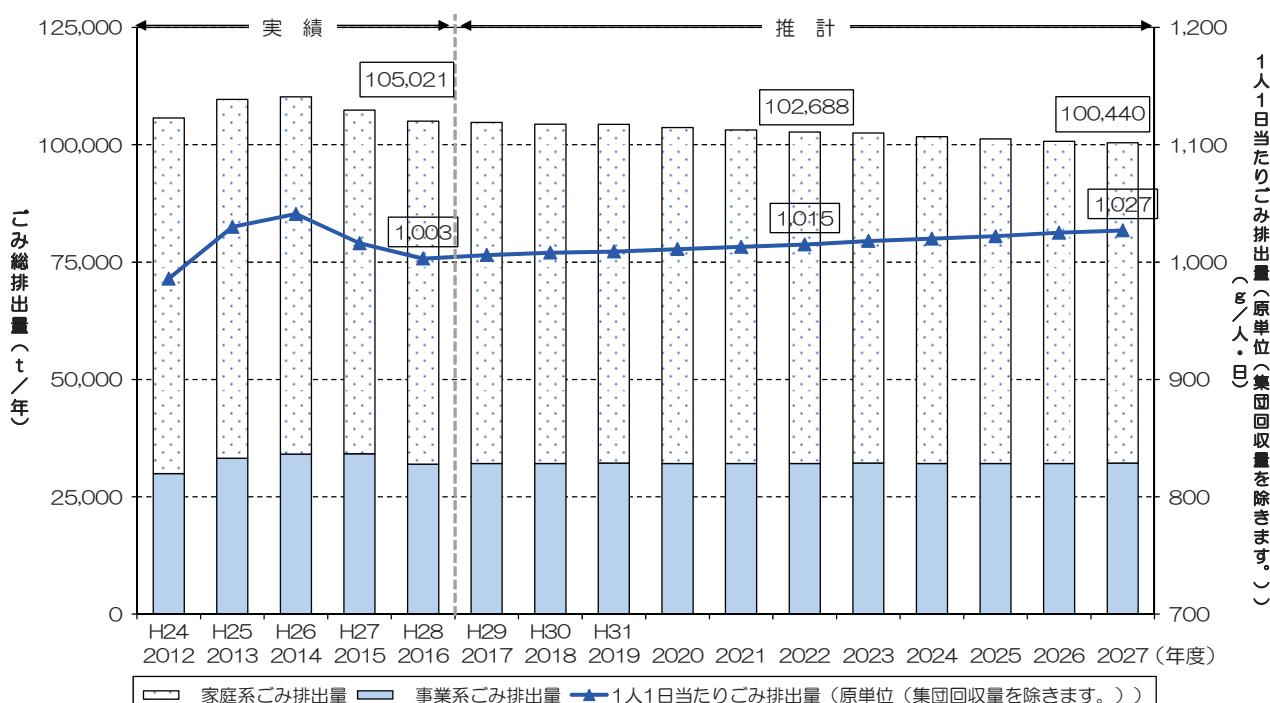


図 3-22 現状推移時の将来予測

表 3-22 現状推移時の将来予測

項目	平成 28 年度 (2016 年度)	2022 年度 (中間目標年度)	2027 年度 (最終目標年度)
ごみ総排出量 (t)	105,021	102,688	100,440
家庭系ごみ量 (t)	73,081	70,568	68,232
事業系ごみ量 (t)	31,940	32,120	32,208
資源化量 (t)	24,433	24,147	23,501
焼却処理量 (t)	90,394	88,779	86,991
最終処分量 (t)	1,426	1,377	1,331
1 人 1 日当たりごみ排出量 (原単位(集団回収量を除きます。))(g/人日)	1,003	1,015	1,027
リサイクル率 (%)	23.3	23.5	23.4
最終処分率 (%)	1.4	1.3	1.3

3 取り組む施策と施策実施時の将来予測

ごみ処理の課題及び将来の予測を踏まえ、今後の取組として、特にごみの発生抑制・減量化や資源化を推進する施策に重点的に取り組みます。

また、持続可能な循環型社会の実現を目指すためには、市民、事業者、行政の3者が一体となって3Rを推進していく必要があることから、全市的な啓発への取組として、子どもから大人まですべての市民を対象とした環境教育の場を創出するとともに、事業者に対しては積極的な啓発を展開していきます。

市民、事業者、行政の各主体の役割を表3-23に示します。

表3-23 各主体の役割

主体	内 容
市民	<p>市民は、ごみの排出者であることを自覚し、自らの行動とごみの減量化・資源化、環境問題に関心を持ちます。また、不要なものは買わない、ものを大切に長く使うなど、ごみの発生抑制に努めるとともに、自主的に3R行動を実践するなど、環境に優しいライフスタイルへの転換を図り、互いに連携しながら、ごみの減量・リサイクル・まちの美化に係る活動等を行います。</p>
事業者	<p>事業者は、生産・流通・販売・排出の事業活動における全ての過程において、ごみの発生抑制や減量化、廃棄物系バイオマスとしての利用も含めた処理に努めるなど、環境に配慮した取組を実践します。</p> <p>環境負荷の少ないサービスの提供に取り組むとともに、市民が3R行動を実践するために選択できる体制を整備し、情報の発信に努めます。</p> <p>また、ごみの処理にあたっては、積極的に資源化に取り組むとともに、やむを得ず発生するごみは自己の責任において、適正に処理を行います。</p>
行政	<p>市は、ごみゼロ社会に向け、市民・事業者のごみの減量化・資源化、環境問題への関心を高め、具体的な行動を推進するために、情報提供や環境学習、普及啓発、指導等により3Rを推進します。また、分別の周知徹底と収集方法の改善等に取り組むなど、ごみの発生・排出抑制、資源の循環的利用の仕組みづくりを行います。</p> <p>さらに、ごみの適正処理を行うことはもちろん、環境負荷の低減に配慮し、経費とのバランスを考慮した最適な処理システムを目指します。</p>

(1) 重点施策

ごみの発生抑制・減量化、資源化について、循環型社会の実現を目指し、市として特に次の施策について重点的に取り組みます。

ア 紙類・布類の分別徹底

家庭から出される燃やせるごみに含まれる紙類・布類を資源として分別されるよう啓発を強化します。

イ 生ごみの減量化

市民から排出される燃やせるごみには水分を含んだ生ごみが多く含まれていることから、生ごみの水切りを積極的に呼びかけ、生ごみの減量化を図ります。

また、可能な世帯には生ごみの堆肥化を積極的に呼びかけ、生ごみの資源化を促進します。

なお、家庭用生ごみ処理機及びコンポストの利用を促進するため、これらの購入補助制度を継続していきます。補助制度を幅広く世代に周知するために、多様な方法で制度についてわかりやすく広報するとともに、生ごみ処理機の使い方や堆肥の活用方法を生ごみ処理機販売店舗等を通じて伝えていきます。

さらに、家庭で出来る食材の保存方法や無駄のない調理方法等について広報紙等を通じて紹介し、食品ロスを削減する取組を周知・促進していきます。

ウ 容器包装プラスチックの分別徹底

容器包装プラスチックのリサイクルを促進するため、平成28年(2016年)4月1日から実施している「汚れを取り切れる容器包装プラスチックは資源ごみとして排出し、汚れが取り切れないものは燃やせるごみで排出すること」について、家庭での正しい分別をわかりやすく説明し、資源物の回収量の増加を図りつつ、リサイクルに適した品質を確保できるよう広く周知していきます。

エ 環境学習センター事業の充実

3R(リデュース、リユース、リサイクル)を啓発する拠点として、環境をテーマとした講習会を開催するほか、津市リサイクルセンターの見学者に対し、資源循環の仕組みを説明するなど、子どもから大人まですべての市民を対象として、ごみの減量化への取組や資源化について積極的に情報を発信していきます。

オ 環境教育の充実

「夏休み子どもごみ教室」や学校での環境に関する授業等で、ごみに関する環境教育を行い、小学生や中学生のごみ問題に対する意識啓発を行います。また、小学生を対象とした環境教育として、社会科副読本の配布や市内ごみ

処理施設の見学会を実施します。

自治会や婦人会、老人会等の各種団体や事業者を対象に、「ごみダイエッ
ト塾」を開催し、ごみの減量化に向けた各団体の自主的な活動を促進します。

力 事業系ごみの減量化への取組

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、「事業系一般廃棄物減量化計画書」の作成を指導し、指導の際には、減量化の必要性を説明する資料や資源化等の処理方法の検討を呼びかける資料等を提供するなどして、事業系一般廃棄物の排出責任者としての減量化への取組を促します。

また、事業所から排出される燃やせるごみの中に、水分を含んだ生ごみや資源化可能な紙類が多く含まれていることから、商工会議所等を通じて事業所に対して、生ごみの水切りや紙類の分別徹底を呼びかけます。

(2) 個別施策

ア レジ袋削減の推進

市民に繰り返し使用可能なマイバッグの持参を呼びかけ、レジ袋削減を推進します。

また、平成21年（2009年）から「津市レジ袋ないない運動」を開始しており、市内事業者の協力を得て、レジ袋の削減に取り組んでいます。今後も市内小売店での取組を推進していきます。

イ 「30・10運動」の推進

市民に宴会等で乾杯の後の30分間と、宴会終了前の10分間は自分の席に着いて料理を楽しむという「30・10運動」を推進し、宴会等で多く発生する食べ残しを減らしていきます。

また、市内の飲食店に「30・10運動」への賛同を呼びかけ、飲食店を通じ利用の方の料理の食べ切りを促すとともに、運動の周知を呼びかけます。

ウ リサイクル資源の回収の促進

リサイクル資源（新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル等）の回収を推進するため、民間の小売店舗等で実施されている店頭回収とのバランスを考慮しながら、エコ・ステーションの充実を図ることで、市民が利用しやすい環境を整えていきます。

また、環境だよりを始め、広報紙や市ホームページ等を通じて、リサイクル資源回収活動報奨金制度の周知を行い、資源回収活動への協力を呼びかけるとともに、リサイクル資源回収活動の中で、びんの回収についても実施を呼びかけます。

なお、資源物の持ち去り行為に対しては、総合的な防止対策を講じることにより、これを阻止し、資源物の回収率の向上と市民の安全・安心なごみ出

し環境を確保していきます。

エ 使用済小型家電の回収の促進

使用済小型家電のリサイクル回収事業を継続するとともに、環境フェスタ等のイベントで回収を実施します。

オ 小学校等におけるリサイクル事業の推進

環境教育の一環として、小学校等に設置した回収箱から回収した古紙・雑紙をトイレットペーパーにリサイクルする「くるりんペーパー事業」や小学校の学校給食から発生する残渣を堆肥化する「くるりんフード事業」の実施を継続します。また、事業を通じて、ごみが新たな資源として生まれ変わる資源循環の仕組みとその重要性について、情報発信していきます。

カ びんの再利用の推進

びんの回収について、リユース・リサイクルの観点から回収方法等を検証し、より資源化を図ります。

また、リターナブルびんのリユースを推進するため、販売店等に店頭回収の協力を要請していきます。

キ 家具等の再使用の促進

排出されるごみの中から再使用可能な家具等については選別・保管し、環境学習センターでのリユース事業として取り組みます。

ク 様々な媒体を用いた啓発の実施

本市のホームページや「ごみ分別ガイドブック」「環境だより」、メールマガジン「キャンパスなび ごみ・ぶんべ津（つ）」など様々な媒体を用いて、ごみの減量・資源化への協力を呼びかけます。ホームページには環境に関する全ての情報、メールマガジンには家庭で出来るごみの減量方法といったように、使用する媒体毎に掲載する情報を選択し、効果的に啓発していきます。

また、広報紙等により、ごみの排出量や資源化率、ごみ処理経費など本市におけるごみ処理の現状を公表していきます。

ケ 市民・事業者・行政間の連携推進

「環境フェスタ」や「市民清掃デー」等の環境美化活動を開催し、市民・事業者・行政間で一般廃棄物処理に関する問題を共有し、意識の高揚を図ります。

(3) 施策実施時の将来予測

ごみの発生抑制・減量化、資源化について、市民、事業者、行政の3者が一体となって、先に示した重点施策や個別施策に取り組むことによる将来予測を図3-23及び表3-24に示します。

2027年度における本市のごみ総排出量は93,451t/年となり、平成28年(2016年)度と比較して11,570t/年(11.0%)減少すると予測されます。

2027年度の1人1日当たりのごみ排出量(原単位(集団回収量を除きます。))は954g/人・日となり、平成28年(2016年)度と比較して49g/人・日(4.9%)減少すると予測されます。

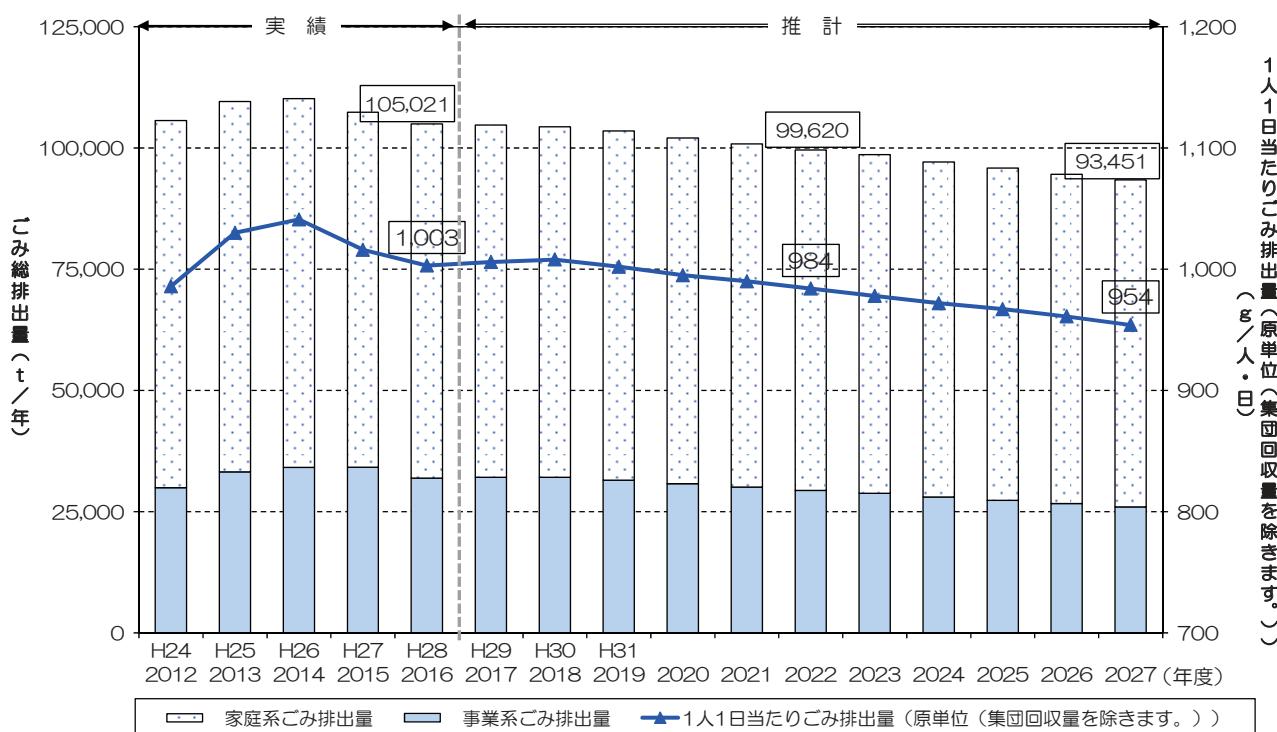


図3-23 施策実施時の将来予測

表3-24 施策実施時の将来予測

項目	平成28年度 (2016年度)	2022年度 (中間目標年度)	2027年度 (最終目標年度)
ごみ総排出量 (t)	105,021	99,620	93,451
家庭系ごみ量 (t)	73,081	70,214	67,468
事業系ごみ量 (t)	31,940	29,406	25,983
資源化量 (t)	24,433	27,849	31,537
焼却処理量 (t)	90,394	80,968	69,658
最終処分量 (t)	1,426	1,377	1,331
1人1日当たりごみ排出量 (原単位(集団回収量を除きます。))(g/人・日)	1,003	984	954
リサイクル率 (%)	23.3	28.0	33.7
最終処分率 (%)	1.4	1.4	1.4

4 目標値

今後、本市が取り組む各施策における減量化や資源化等の効果から算出した数値を計画の目標年度における新たな目標値として設定します。

2027 年度における目標値は、「1人1日当たりごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））」、「リサイクル率」とし、表 3-25に示します。

表 3-25 計画期間 10 年間における目標値

目標とする項目	平成 28 年度 (2016 年度) (実績値)	2022 年度 (中間目標年度)	2027 年度 (目標年度)
1人1日当たりごみ排出量 (原単位（集団回収量を除きます。）)	1,003 (g/人・日)	984 (g/人・日)	950 (g/人・日)
リサイクル率	23.3%	28.0%	34.0%

(1) 1人1日当たりごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））

1人1日当たりごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））の目標値は、中間目標年度である2022年度で984 g/人・日、最終目標年度である2027年度で950 g/人・日とします。

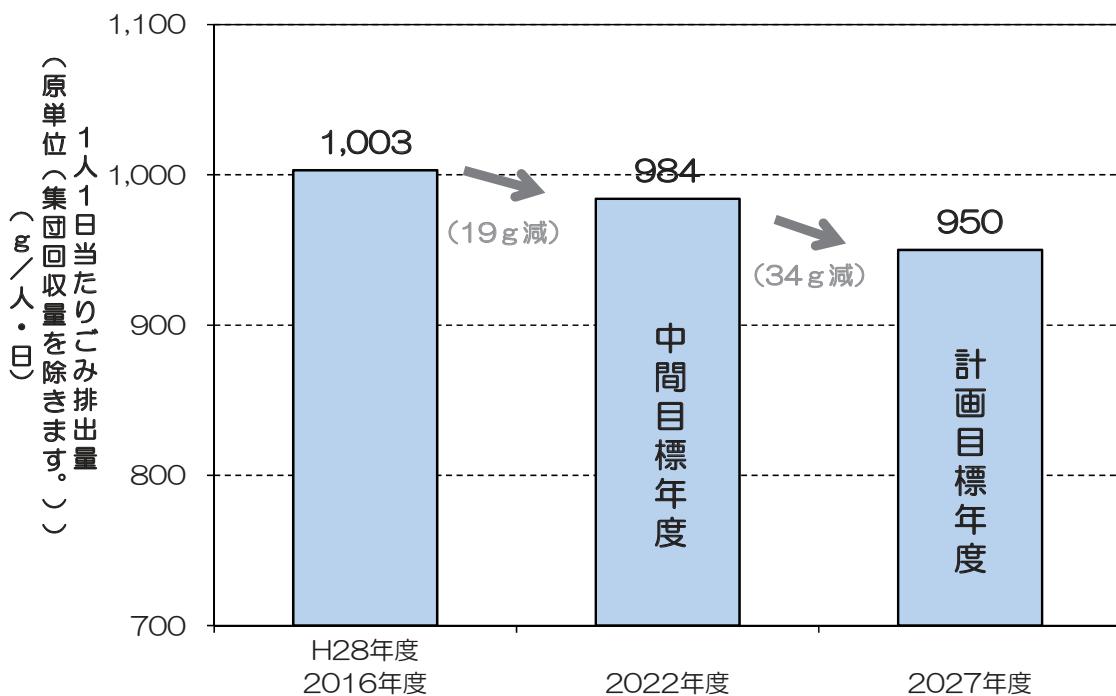


図 3-24 1人1日当たりごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））の目標値

(2) リサイクル率

リサイクル率の目標値は、中間目標年度である2022年度で28.0%、最終目標年度である2027年度で34.0%とします。

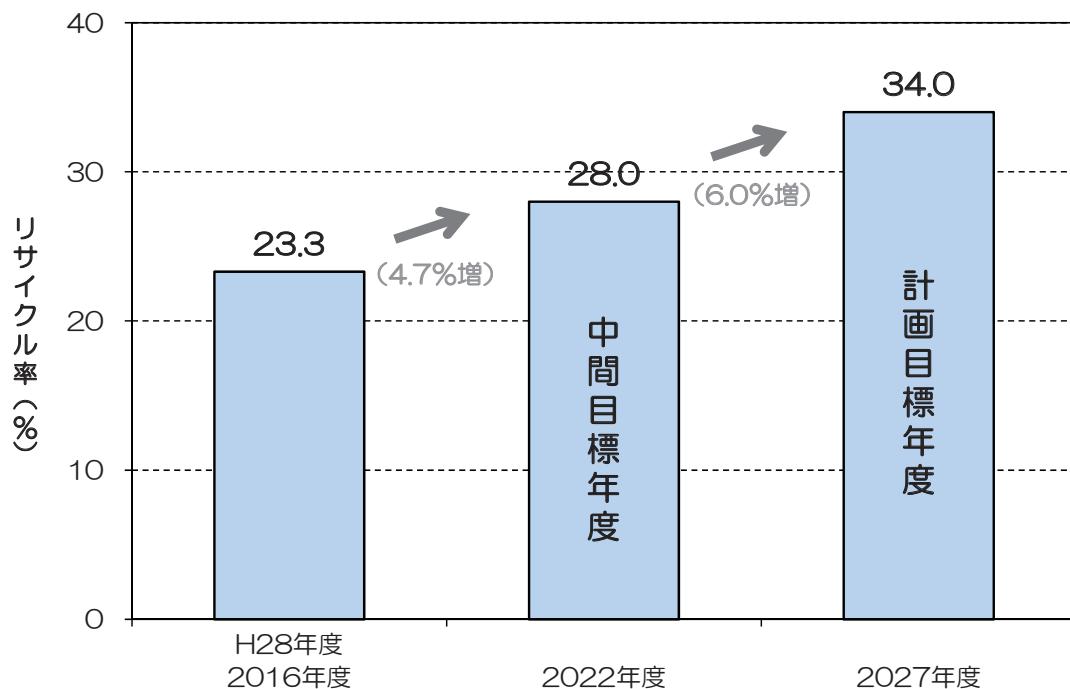


図 3-25 リサイクル率の目標値

5 ごみ処理システム

旧計画期間においては、ごみの発生抑制及び資源化への取組において、旧計画の目標値を達成するには至っておらず、ごみの分別及び収集においても市民ニーズが多様化しており、これらへの対応が必要な状況となっています。そうした中、ごみの分別区分に対する市民の理解と協力により、ごみを適正かつ効率的に収集・運搬するとともに、旧計画で計画した津市リサイクルセンター及び津市一般廃棄物最終処分場を整備し、安定的にごみ処理を行ってきました。

のことから、本計画期間における本市のごみ処理は、従来の方式を引き継ぎ行うことを基本とします。

6 分別・収集計画

家庭系一般廃棄物の分別収集は現在の分別区分を基本とし、事業系一般廃棄物と区分して収集します。

(1) 家庭系一般廃棄物

現在の分別収集形態（13区分、17種類）を継続して行っていくことを基本としますが、今後は、安全性・経済性・効率性を考慮し、主に以下の視点に立って、見直しについて検討していきます。

- ・多様化するニーズに的確に対応した、市民にとってよりわかりやすく負担の少ないごみ出しや収集の方法を検討していきます。
- ・資源化率向上に有効な拠点回収を推進し、エコ・ステーションの利用率の向上を目指します。
- ・地域の実態を踏まえた衛生的で使いやすいごみ一時集積所の整備を推進します。

(2) 事業系一般廃棄物

事業者自ら処理することを原則とします。事業者自らが処理できない場合は、事業者が自ら処理施設へ直接搬入するか、許可業者に依頼して収集・運搬することとします。

また、排出実態の把握を行い、多量排出事業者に対しては、減量に関する計画の作成を指示し、減量化、資源化及び廃棄物系バイオマスとしての利用も含めた処理の検討等に関する指導を行っていきます。

(3) 分別・収集に係る施策

ア ごみの適正な分別排出の啓発

分別区分に基づいた適正な排出が継続されるよう、ごみ分別ガイドブックや広報紙を用いて、継続的な啓発を行い、排出マナーの更なる向上とごみ一時集積所の環境づくりに努めます。

また、本市内に居住する外国人にも分別方法を理解してもらえるよう、外国語版のごみ分別ガイドブック等を作成し、情報を提供します。

イ 医療廃棄物の適正処理の周知

使用済みの注射針等の在宅医療廃棄物の適正処理については、ごみ分別ガイドブックを通して、適正な処理方法を周知します。また、広報紙等で在宅医療廃棄物に該当するものとしないものの例を掲載する等、在宅医療廃棄物の分別排出に関する理解向上を促します。

ウ 処理困難物の適正処理の周知

プロパンガスボンベや農機具等の適正処理困難物については、販売店や購入店、専門業者へ引取りを依頼するよう周知していきます。

エ ごみの分別区分等の見直し

本市においても、今後高齢化が進むことが予想される中で、市民にわかりやすく負担の少ない分別区分や排出方法となるよう、必要に応じて見直しをしていきます。

オ 大型ごみの収集に関する検討

本市においても、今後高齢化が進み、ごみ一時集積所まで大型ごみを排出することが困難な高齢者が増えることが予想される中、大型ごみの収集について検討していきます。

カ 適正な収集・運搬体制の継続

市民から排出されるごみについては、本市直営、本市委託及び一般廃棄物収集運搬許可業者において、適正な収集・運搬を行います。委託業者及び許可業者に対しては、今後も、適正な収集・運搬が行われるよう指導を行うとともに、ごみの分別区分や排出量に応じた安定した収集・運搬が行われるよう必要な体制を確保していきます。

資源回収の方法については、ごみ一時集積所からの収集、エコ・ステーションからの拠点回収のほか、市民の集団回収によるものがあります。近年、店舗等での店頭回収が多く実施されている中で、今後、店舗等の店頭回収とのバランスを考慮しながら、拠点回収としてのエコ・ステーションについて、市民がより利用しやすい環境を整えていきます。

7 中間処理計画

(1) 資源化・破碎選別処理

資源ごみ及び燃やせないごみの一部については、引き続き津市リサイクルセンターにおいて、徹底した選別作業を実施し、更なる資源化と最終処分量の削減を図るとともに、同施設の効率的・効果的な運営管理を行っていきます。

(2) 焼却処理

燃やせるごみ及び津市リサイクルセンターで資源化、破碎選別処理後の可燃残渣は、引き続き津市西部クリーンセンター及び津市クリーンセンターおおた

かの2施設において適正に焼却処理を行うとともに、同施設の効率・効果的な運営管理を行っていきます。

また、焼却処理後の残渣は、民間委託により資源化を図っていきます。

8 最終処分計画

津市リサイクルセンターから排出される資源化又は焼却処理できない不燃残渣は、津市一般廃棄物最終処分場で適正に埋立処分していきます。

また、ごみ処理量の変化に対応した効率的・効果的な同施設の運営管理を行っていきます。

9 施設整備計画

(1) 焼却処理施設

津市西部クリーンセンター及び津市クリーンセンターおおたかの施設の老朽化が進むことから、将来に向けた継続的かつ安定的な廃棄物処理を確保するため、本計画期間において、収集効率や施設の余熱利用を含めた効率的・効果的な焼却システムの検討を進めます。

(2) 最終処分場

計画埋立量 18万m³のうち残り9万m³の建設については、津市地域防災計画で想定する大規模災害等、本市の廃棄物処理量を変動させる事態が本計画期間内に発生し得る可能性を考慮しつつ、平時においては、津市リサイクルセンター稼働後の平成28年（2016年）度埋立実績量が今後もおおむね同様に推移していくことを踏まえ、その時期を判断していきます。

10 その他の計画等

(1) 災害時等における廃棄物の処理に関する計画

ア 災害廃棄物処理計画

大規模地震や水害などの災害が発生した場合、多量の災害廃棄物が発生し、生活環境や公衆衛生上の支障が生じます。災害廃棄物が発生した際に迅速に対応できるよう、広域処理の可能性も考慮しながら、津市災害廃棄物処理計画に基づき、平時より体制を構築しておきます。また、津市災害廃棄物処理計画は、津市地域防災計画との整合を図り、必要に応じて見直しを行います。

イ 業務継続計画（BCP）

災害の発生により行政や廃棄物関係業者等が被災する深刻な事態においては、廃棄物処理に係る資源（人、物、情報等）が制約されます。しかし、そのような状況下においても、市民の日常生活に欠かすことのできないごみの収集・運搬・処理業務などは1日も早く再開し、継続していく必要があります。大規模災害発生時においても、廃棄物処理に係る一定の業務を的確に行えるよう、津市業務継続計画（BCP）のもと、非常時において優先的に実施すべき廃棄物処理に関する業務を特定するとともに、業務の執行体制や

対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ明確にし、有事に備えます。

非常時においても一定の業務（非常時優先業務）を継続して行うために、あらかじめ明確にしておくべき事項

- 1 市関係職員の人員の確保
 - 2 執務場所の確保
 - 3 電気・水等の確保
 - 4 通信手段の確保
 - 5 廃棄物処理に係る重要施設稼働の確保
 - 6 廃棄物収集運搬に係る交通インフラの確保
 - 7 廃棄物収集運搬許可業者の稼働の確保
 - 8 非常時の優先業務の整理
- など

(2) 不法投棄対策

不法投棄防止のため、本市職員による定期的なパトロールを実施するとともに、不法投棄が多発する地域においては、必要に応じて不法投棄を防止するための看板等を設置します。

不法投棄対策では、警察との連携を強化し取り組むとともに、不法投棄防止に取り組む団体や市民との協働により、相互に情報交換できる体制を構築します。また、不法投棄防止について、学校や事業者、自治会などと連携して学習会等を開催し、市民一人ひとりの自覚を促します。

(3) 計画のフォローアップと事後評価

計画の達成状況を把握し、本計画に定める事項を総合的・計画的に進めるため、事後評価を実施し、結果を公表します。

また、必要に応じて国及び三重県と意見交換を行いつつ、計画の進捗状況を勘案し、PDCAサイクルにより点検・見直しを計画的に行います。